

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
投資顧問業法第2条、投信法第3条、同施行令第3条	法律の目的が有価証券に係る投資顧問業に対する規制となっている。	c	—	本法は有価証券に係る投資顧問業を営む者についての規制や投資者保護を目的としている。他の資産については、他の法規制を踏まえながら公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を受けて兼業として運用することは可能であり、投資者保護の観点から個別に兼業承認を受けて行うべきであると考え。		20300001	金融庁	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	5005	50050001	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	投資一任（顧問）契約における投資（助言）対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資（助言）対象として認めて頂きたい。			年金基金等をはじめ投資家の多様な運用ニーズに対応するためには、証券取引法上の有価証券以外の資産への投資が不可欠である。証券取引法改正案の可決・成立により、投資事業有限責任組合出資持分等有価証券とみなされる予定であるが、それ以外にも投信法上の「特定資産」である金銭債権や金融デリバティブ取引に係る権利等が、兼業としてではなく投資顧問業者の投資対象として法令上明記されることにより、投資顧問業者の商品開発力、運用能力の向上を通じ投資家利益にも資すると考えられる。	
投資顧問業法第2条	外国為替取引、有価証券の買付け及び議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を投資顧問業務として行える旨法令上は明記されていない。	c	—	外国有価証券への投資を行うことによる為替ヘッジ等のために外国為替取引を行うこと等本来の有価証券投資に付随して発生する業務はあると考えが、当該業務が投資顧問業務として行える業務又は兼業として行っている業であるかについてはそれぞれ個別的に判断する必要があり、明記することは困難。 なお、具体的な業務について行えるか否かについて投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考え。		20300002	金融庁	投資顧問業務として行っている取引等の明確化	5005	50050002	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	投資顧問業務として行っている取引等の明確化	外国為替取引、有価証券の買付けおよび議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。			外国為替取引、有価証券の買付けおよび議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言については、投資顧問業者が有価証券投資を行うにあたり本来当然行える業務であるにも拘らず、外国為替取引は外資建所有証券売買に付随する取引のみに限定され、有価証券の買付けについては特別の事情により一時的にまたは暫定的に行う場合を除き許容されていない。また、議決権行使についても「投資を行うのに必要な権限」として認められるとすれば、投資助言業者は議決権行使に係る助言を投資顧問業務として行うことができず、投資信託委託業者には認められているこれらの取引等が、投資顧問業者にも兼業としてではなく当然行える業務であることを法令上明記すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項補助番号	要望事項番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資顧問業法第2条、民法第643条	投資顧問業法上の外部委託を行える範囲についての規定は存在しない。	c	—	外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されているれば外部委託を行うことは可能と考える。なお、外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかねる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。		20300003	金融庁	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	5005	50050003	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	3	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	投資者保護等に支障が生じない範囲で投資顧問業務を営むために必要な全ての事務について外部委託が可能であることを法令上明確にして頂きたい。		投資顧問業者は、投資一任契約が民法上の委任契約であるとの性格から自己が事務を執行することが前提とされている。事務を外部委託することが出来れば、効率的資源配分を通じた業務の合理化、競争力の向上等に資するものと考えられる。外部委託の可否について投資顧問会社が都度当局に事前確認申請を行う方法では、人的・時間的コストが膨大なものとなること予想され、手続として現実には機能しにくいと考えられる。仮に、全ての事務の外部委託が認められないとすれば、外部委託が認められない事務の範囲を明確にして頂きたい。	
投資顧問業法第31条	公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を得たうえで兼業業務を営むことが可能。	c	—	認可投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専念することが求められ、兼業については承認制となっているところ。証券会社には自己資本規制が課せられていることに加え、投資顧問業を適確に行うことができる人的構成になっていることを兼業認可において審査することとなっていること等から他業との兼業は届出になっており、そのような規制監督が行われていない投資顧問業者については引き続き承認制を残すことが適当と考える。なお、証券会社においても届出業務として列挙されているもの以外については承認制となっている。		20300004	金融庁	兼業承認取得手続の届出化	5005	50050004	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	4	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続が必要とされているが、当該業者が証券または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制として頂きたい。		現行の兼業承認取得手続では、兼業申請から承認取得まで少なくとも数ヶ月を要しており、機動的なビジネスの遂行の妨げとなっている。仮に、届出制の適用が困難であるとすれば、「停止条件付届出制」等の導入について是非とも検討して頂きたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資顧問業法第5条、同第6条、同第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。 法第8条に基づき、変更があった場合は二週間以内に必要な書類を添えて届出をすることになっている。	b c	.	住所の公衆縦覧については、他の業者の実態を踏まえ、検討する。 登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上内容に変更があれば迅速に行われるべきものであると考えるため期間を延長することは措置困難である。		z0300005	金融庁	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	5005	50050005	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から1ヶ月以内に届出ること改めて頂きたい。		住所の公衆縦覧はプライバシー及びセキュリティの観点から問題があり、個人情報保護の観点からも速やかに廃止すべきである。投資者保護の観点から変更時は速やかに届出が行われるべきであるが、登録事項の変更届出を2週間以内に提出することは、年末年始や連休を挟む場合など最善を尽くしても実務上困難なケースが発生していることを踏まえ、1ヶ月以内への変更が困難であれば、例えば営業日ベースで10日間を確保するなど実態に即した措置として頂きたい。	
投資顧問業法施行令第6条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン（証券投資顧問業者の監督関係）3-4-3	投資顧問業者は、規則において業務方法書に利害関係人を記載する義務が課されている。また変更があった場合には財務局に変更届を1週間以内に提出する義務が事務ガイドラインに規定されている。	b	.	利害関係人の範囲については投資者保護の観点や他の法令との整合性を踏まえつつ、検討を行う。		z0300006	金融庁	利害関係人の範囲の限定	5005	50050006	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	利害関係人の範囲の限定	利害関係人の範囲を旧施行規則第26条第2項第3号に定められていた「投資顧問業者の経営を實質的に支配しているもの」と同等の程度までに限定して頂きたい。投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、少なくとも投信法施行令や証券取引法施行令と同等の規定として頂きたい。		平成16年の施行令および施行規則の改正により、投資顧問業者の利害関係人の届出範囲等が改訂されたが、利害関係人の定義自体は依然として複雑かつ広範である。特に親族の定義や人的支配の構成要件については、投信法施行令や証券取引法施行令と比較しても過重な規定となっている。他業態との整合性を考慮し、その範囲を細小・整理することによって、利害関係人に関する行為規制等の実効性の確保を図るべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資顧問業法施行規則第17条、第18条	顧客への契約締結前、締結時の交付書面において顧客に注意を促す事項につき「赤字、赤枠、8ポイント以上の文字の使用」が義務付けられている。	C	-	投資者保護の観点から他の法令においても規定されているものであり、また今後証券会社によるラップ口座が普及すれば個人の顧客の増加が見込まれることを踏まえれば、当該規定の削除は困難。		20300007	金融庁	赤字・赤枠規制の廃止	5005	50050007	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。			平成16年3月の商品投資販売業者の業務に関する命令の改正において、商品投資販売業者に対する赤字・赤枠規制が廃止された。投資顧問業者においても過剰規制と考えられる同規定は撤廃すべきである。
事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1、同2-3-2、同3-1、同3-3-3	・同一運用を行う場合、契約締結前及び締結時に顧客に交付する書面において記載事項を規定。 ・同一運用の方法について、業務方法書に記載することを規定。	C	-	同一運用は、複数の顧客資産について、運用対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものである。投資者保護を図るという投資顧問業法の目的に鑑み、顧客にその内容を事前に明示し、同意を得ることが求められているものである。また、運用の公平性確保の観点から、取得した資産の配分基準について、事前に顧客に説明し、同意を得ることも求められている。従って、当該規定は投資者保護のための最低限必要なものであり、撤廃することは措置困難である。		20300008	金融庁	同一運用に関する規制の撤廃	5005	50050008	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。			同一運用は、顧客毎に別個のファンドを設定し運用管理する個別運用の一形態であると考えられる。実務的にも、認可投資顧問業者が顧客に提供する運用商品は、各社の投資哲学や運用スタイルに則りモデルポートフォリオを基準として統一的に運用されているケースのみられるが、このような運用形態は最適運用の観点からも規制対象とすべきではない。また、同一の資産管理機関であっても顧客ファンドは個別に管理されており、投資者保護の観点からも同一運用を規制対象とする必要性はないものとする。仮に同一運用規制が証券会社のラップ口座に適用されるとすれば、その適用範囲はラップ口座に限定されるべきである。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行恣断の実施にあたり保護措置が講じられているもの、その取扱いについては、銀行恣断の実施状況を踏まえて、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		20300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	5006	50060001	11	外国損害保険協会(FNLIA)	1	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	「非公開情報保護措置」により銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている。又 銀行等による保険の募集が当該銀行等その他の取引に影響を及ぼさない限り、いかなる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。更に 銀行等がその行う業務に際して知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用する場合は、事前に当該顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。しかるに「非公開情報保護措置」は 保険募集についてのみ講じられる措置であり 銀行等が営む業務全体に関しては この様な規制は存在していない。	
保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行恣断の実施にあたり保護措置が講じられているもの、その取扱いについては、銀行恣断の実施状況を踏まえて、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		20300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	5006	50060002	11	外国損害保険協会(FNLIA)	2	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	金融庁は 本措置に係る内容を事務ガイドライン等で明確化する必要がある。具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・E・メールアドレス等の非金融健康情報は、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく、郵便・電話・インターネット等の募集方法に拡大することも考えられるので、募集方法毎の顧客同意取得方法それぞれその時期を明確にすること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつであることを確認すること。		個人情報保護法では「個人情報の有用性に配慮しつつ 個人の権利利益を保護すること」としているが「非公開情報保護措置」は非公開情報の特定、同意取得の時期、その方法が厳格に規定されていない。したがって銀行等は 顧客の氏名・住所等をも非公開情報としており、その結果 銀行等の保険募集における顧客情報の有効利用が阻害されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項補助番号	要望事項番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行恣断の実施にあたり保護措置が講じられているもの、その取扱いについては、銀行恣断の実施状況を踏まえて、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		20300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	5025	50250002	11	在日米国商工会議所(ACCJ)	2	銀行の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	「非公開情報保護措置」により、銀行等が知り得た顧客情報が有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保険業法に基づきその適正な募集と契約者保護が図られることに加え、保険の購入が当該銀行と他の取引に影響しないこととの明示など銀行等がその優越的地位を行使し得る圧力募集等の弊害防止措置がすでに講じられている。加えて、当該規制により、銀行等がその行う業務（保険募集に係るものを除く）に知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用することにつき事前に当該顧客から書面による同意を取得しなければ、銀行等は保険募集を行うことができない。	
保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行恣断の実施にあたり保護措置が講じられているもの、その取扱いについては、銀行恣断の実施状況を踏まえて、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		20300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の徹底	5025	50250003	11	在日米国商工会議所(ACCJ)	3	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり、直ちに明確にすべきである。 1. 保険募集に利用されると弊害が発生するおそれの高い「非公開情報」を具体的に明示すること。又、顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・メールアドレス等は銀行等の「特別の情報」ではなく、銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないことへの意思表示をしたときにこれに対応する方法も「その他の適切な方法」による同意」に該当することを明確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・インターネットなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつに該当することを明確にすること。	個人・顧客の権利利益の保護は個人・顧客情報の有用性と/の(バランス)のよめで図られるべき(個人情報保護に関する法律第1条参照)と、当該「非公開情報保護措置」においては、非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行は顧客氏名・住所等を含めて非公開情報として事前の同意取得につき厳格な対応をしており、その結果、この非公開情報保護措置が銀行の保険販売におけるその顧客情報の有効利用によって過度の障害となっている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条においては、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保金契約の相手方（銀行等）が列挙されており、現状、債務保証を行う保険会社が対象となっていない。	a		平成16年度末までに保険会社による債務保証についても、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保金契約の対象とする。		20300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保金契約締結業務の解禁	5014	50140001	11	民間企業	1	前払式証券の発行に係る保金契約の拡大（保険会社による債務保証の対象とする。）	前払式証券の規制に関する法律によって、自家型発行者が前払式証券を発行する際には、発行保証金の供託又は発行保証金の供託に代わる保金契約の締結が求められている。この保金契約として、銀行等による債務保証、損害保険会社等による保証保険が認められているが、保険会社による債務保証も有効な保金契約としていただきたい。		保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、保険会社による債務保証も有効な保金契約と認めただくことによって、前払式証券の発行者において保金契約の取引先が拡大され、取引先確保のリスク低減につながるものと考えられる。	
前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条においては、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保金契約の相手方（銀行等）が列挙されており、現状、債務保証を行う保険会社が対象となっていない。	a		平成16年度末までに保険会社による債務保証についても、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保金契約の対象とする。		20300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保金契約締結業務の解禁	5018	50180002	11	生命保険協会	2	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保金契約締結業務の解禁	・前払式証券の発行に係る保金契約としての発行に係る発行保証金の保金契約とする。		・保金契約締結業務は、生命保険会社が取に行っている債務保証に類似するものと考えられ、そのノウハウを活用できる。これによって、保険会社の資産運用手段が拡大され資産運用利回りの向上に寄与する。 ・債務保証は、保険会社の付添業務として認められており、リスク管理上も、貸付けと同様の取扱いが求められており、本要望の実現によって、保険会社の健全性が害される恐れもない。 ・また、銀行・損害保険会社等においては当該保金契約締結業務が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、前払式証券の利用者の保護の観点からも特段の問題は生じない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を拡大した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5016	50160001	11	社団法人全国地方銀行協会	1	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての金融商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。		顧客に対し銀行商品（貯蓄型商品）と保険商品（保険型商品）とをバランスよく組み合わせて提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なパンカシュランスの実現への道が開ける。「保険の基本問題に関するWG」の報告書では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後、例えば1年後から段階的に行うこととし、（中略）速くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当」とされたが、できる限り早期に全面解禁されるべきである。また、弊害防止措置について、一例として、「新たに認められる商品については、従来の抱合せ販売の禁止に加えて、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」することが適当である」とされたが、過度の規制は銀行の事務負担の増大のみならず、顧客利便を損なうことにも繋がるため、販売を禁止する融資先企業の範囲については最小限に止めるなど、慎重に検討を行うべきである。	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」（以下、「3か年計画」）では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が提出され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を拡大した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5016	50160002	11	社団法人全国地方銀行協会	2	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等における保険代理店業務の追加。		既に銀行による保険会社の子会社化、銀行本体による保険取扱は認められているが、代理店子会社方式だけが認められていない。保険業に係る各行のビジネスモデルによっては、組織を分離して専門特化を図った方が効率的な営業が行える場合もあると考えられ、その際、保険子会社の保有が困難な地域金融機関にとっては、代理店子会社方式によることが現実的かつ有効と考えられることから、本方式を認めるべきである。	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」（以下、「3か年計画」）では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が提出され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を拡大した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5025	50250001	11	在日米商工会議所(ACCJ)	1	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する各種の保険商品の販売を認めるよう求める。	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する各種の保険商品の販売を認めるよう求める。	全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。消費者利益の観点からも、保険商品の全面解禁により、銀行における金融商品の販売方法は、これまでの金融商品の説明に重点をおくものから、顧客のニーズに基づいたコンサルティングを行うことも適切な金融商品を推奨する販売手法への変化が促進される。特に、消費者保護及び市場監督のいづれの観点から見ても、銀行が販売できる保険商品の自由化を商品で区切って段階的に行うべき根拠は存在しない。	
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を拡大した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5039	50390007	11	社団法人 リース業協会	7	銀行関連会社における保険代理店業務の解禁	銀行関連会社の保険募集業務等の業務を解禁すること	リース会社では営業資産に動産組合保険を付保していることから保険の取扱量は膨大であり、要望が実現した場合にリース会社社員が保険業務に精通してユーザーへの詳細説明や新保険商品の提供等が可能となる。現在外部へ委託している保険付保（代理）業務を自社でモニタリングしながら3年後に全面解禁の方向」となったことから、現行は銀行系リース会社のみが当該規制の対象となっていること。なお、他系列リース会社は同業でありながら対象外となるなど、業務範囲に不公平が生じていること。	リース会社では営業資産に動産組合保険を付保していることから保険の取扱量は膨大であり、要望が実現した場合にリース会社社員が保険業務に精通してユーザーへの詳細説明や新保険商品の提供等が可能となる。現在外部へ委託している保険付保（代理）業務を自社でモニタリングしながら3年後に全面解禁の方向」となったことから、現行は銀行系リース会社のみが当該規制の対象となっていること。なお、他系列リース会社は同業でありながら対象外となるなど、業務範囲に不公平が生じていること。	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な犯罪と思われ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を詐欺罪の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人か？）の観点も必要と思われる。<＊2> エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<＊3> 例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を廃止した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5039	50390016	11	社団法人 リース業協会	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について	・平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	・事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。・事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第二部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとつての利益の増進という観点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。（中略）実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を廃止した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5040	50400016	11	オリックス	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。	事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間がなくなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第二部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとつての利益の増進という観点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。（中略）実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を拡大した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を引、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第2部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		20300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5138	51380014	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	信用金庫による保険取扱い商品の範囲の拡大等	保険取扱いできる商品を限定せずに、原則として全ての保険商品の取扱いを行えるようにする。 とくにワンストップ・ショッピングに関する利用者ニーズが高い第3分野及び小口の保障性商品ははしめとする個人分野の保険商品についてはできる限り早期に解禁する。 なお、金融審議会金融分科会第2部会報告(平成16年3月31日)で示された新たに考えられる弊害防止措置に関しては、過剰な規制とならないようにする。		保険取扱いを制限する根拠として、預金・融資情報等の不当な利用や優越的地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいることから、信用金庫が保険取扱いを行うために考えられる弊害防止措置は整っている。 第3分野などの保険商品は、消費者ニーズが顕在化しているために契約件数は増加しているが、現状の契約入率は相対的に高くないため、利用者利便の向上に資する。 金融の取扱いとして既に禁止されているなど、過剰な弊害防止措置は利用者利便を損なう。	
保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5016	50160003	11	社団法人全国地方銀行協会	3	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		現状、生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできない。また、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬ。個人情報取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認業務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。規制を廃止により、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担（特定関係法人の確認に係る事務）の軽減等を図ることができると考えられる。本件については、平成13年より検討事項として取り上げられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に検討を進めるべきである。	「3か年計画」では、「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」としている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5035	50350004	11	東京海上火災保険株式会社	4	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、保険会社や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱いを行っているにも関わらず、この構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の取扱いを受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある（消費者利益の向上に俾る）状況にある。	
保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5037	50370001	11	三井住友海上火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	（要望） 規制を撤廃する。	・法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで、企業従業員の保険申込みが容易となった、給与控除による保険加入が容易となるなど、消費者利益の向上に繋がる。 ・構成員契約の混入を排除するための、事務精査ロード・代理店や営業でのチェックロードの削減が出来る。	（理由） ・企業代理店は、生命保険取扱いを行っている場合も、親企業や関連企業の従業員など「構成員」の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の取扱いを受けた場合のみならず、取扱を求められた場合であっても謝絶するほかなく、顧客対応として問題がある。圧力募集の弊害の有無に関わりなく一律禁止となっていることは、却って消費者利便を損なっている。 （現状） 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の商品を除き禁止されている（生保分野の商品は販売できない）。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5039	50390015	11	社団法人 リース事業協会	15	生命保険募集人の行為規制について	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきであると考え。」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答があった。早急な見直しを期待する。	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を推察法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、罰則管轄とするかは検討できないか。相手方の属性（個人か法人か）の観点も必要と思われる。<*2> エスロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断できず、抵触するとの解明も必要と思われる。<*3> 例えは、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5040	50400014	11	オリックス	14	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込みをさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきであると考え。」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除外禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		20300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5138	51380016	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。		信用金庫における保険取扱は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。		
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		20300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5016	50160004	11	社団法人全国地方銀行協会	4	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業務の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業務の取扱いを解禁する。	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業務の取扱いを解禁する。	a 遺言信託：生前の資産管理から死亡後の財産処分までの一連の管理処分機能が、地域に根ざした地域金融機関に求められており、シルバースペースへの提供が実現できる。b 不動産業務：不動産業務は、リースモーゲージや遺産整理業務等、不動産処分による換金を実施することで、個人の資産に占める割合の高い不動産から給付資金・借入返済金等の資金支出を可能とする。また、法人取引においても、資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となる。	併営業務については、地域金融機関に必要な機能として左欄業務の解禁が望まれる。普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められることとなったにもかかわらず、併営業務については引き続き専業信託銀行のみに認めることとする理由は特になしと考えられ、また、大都市圏を除く地方では、専業信託銀行の店舗数が非常に少なく、信託サービスの提供に地域間格差が生じていることから、顧客が地方銀行に寄せる期待も大きい、少なくとも、「信託に関するWG」の中間報告書において触れられた、遺言関連業務を取り扱える者の範囲の拡大、および当該業務に係る取次業務の容認については早急に措置すべきである。	「信託に関するWG」の中間報告（H28）では、「専業信託銀行等に対してのみ認められている遺言関連業務について、国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めてはどうかとの意見があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との親和性等にも十分留意し、検討が進められるべきである。」としている。本年1月に総合規制改革会議が公表した「全国規模での規制改革要望」に対する省庁からの再回答について、「（省庁からの再回答）」では、「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		20300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5039	50390014	11	社団法人 リース事業協会	14	不動産処分型信託について	信託子会社には、処分型の不動産信託について、一部に限ってしか認められていないことから、全ての金融機関について全面的に解禁すること。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		20300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5040	50400013	11	オリックス	13	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型の不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して経済産業省から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（157.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法を第156回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		20300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5056	50560002	11	社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店の取次ぎ業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。			信託代理店において、不動産媒介業務や遺言執行業務を取扱うことができれば、従来以上にお客様とのリレーションシップが深まり、地域において総合的な信託商品を提供することが可能となる。	
銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことはできない。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているが、銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、18年12月1日に施行されることを踏まえ、これらの措置の定着状況を見極めながら本件については検討を行う。		20300014	金融庁	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	5016	50160005	11	社団法人全国地方銀行協会	5	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認める（投資顧問法の適用除外の取扱いとする）。			銀行本体における投資信託や年金商品の取次ぎ業務等により、銀行窓口で取り扱うことのできる投資型商品が拡大している中、顧客に投資判断の材料を提供する投資助言業務は普通銀行には認められていない。顧客ニーズに幅広く応えていく観点から、信託兼営金融機関以外の普通銀行にも広くこれを認めるべきである。	昨年12月に総合規制改革会議が公表した「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの回答」では、「銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。」また、「平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業務の解禁が認められたところであり、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。」としている。なお、信託兼営金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」の改正により、4月1日付で投資一任業務が解禁された。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
確定拠出年金法第100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	・営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の業務は認められていない。	c	—	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の業務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から認められない。		e0300015	金融庁	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の事務の業務禁止ルールの廃止	5016	50160007	11	社団法人全国地方銀行協会	7	確定拠出年金制度の改善（運用関連業務と運用商品の販売等の事務の業務禁止ルールの廃止）	確定拠出年金制度について運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の業務禁止ルールを廃止する。		自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがけない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当者が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。本件については、「3か年計画」では取り上げられていないが、改めて検討を行うべきである。	「各省庁からの再回答」では、「加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としているところであり、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めている」としている。
確定拠出年金法100条第7号 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	・営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の業務は認められていない。	c	—	営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の業務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から認められない。		e0300015	金融庁	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の事務の業務禁止ルールの廃止	5139	51390035	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	35	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による業務禁止の緩和	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の業務禁止を緩和する。また、業務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備に関し、本業務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約（特選融資特約）に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上の株式会社（株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会社、 特定債権等譲渡業者（特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項）、 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。</p> <p>コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指針であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せて考え、一定の融資特約が手数料なしに設定される当該貸付等からの借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手続の負担が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に検討していく必要があると思われる。</p> <p>また、経済的効果である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息調整法及び出資法の上乗利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料科目に合法的に高金利を徴せられるおそれがあるであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的効果である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考え、</p> <p>このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非については、高金利貸付け問題対策の効果等の見</p>		20300016	金融庁	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5016	50160008	11	社団法人全国地方銀行協会	8	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	コミットメントライン契約（特選融資特約）の適用対象を拡大し、a)中小企業（資本金3億円以下等）、b)地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。	平成15年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、 資本の額が3億円を超える株式会社、 証券取引法の規定には、「経済的弱者の保護による監査証明を受けなければならない株式会社、 特定債権等譲渡業者、 特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るといふ観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。本件については、平成15年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に結論を得るべきである。	「3か年計画」で金融庁という利息制限法（昭和29年法律第100号）及び出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」、昭和29年法律第195号）の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約に利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。」としている。	
特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約（特選融資特約）に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社（株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会社、 特定債権等譲渡業者（特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項）、 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、現時点で、直ちに中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であると判断しているが、借主の範囲の拡大の是非に関する検討については、今後も、引き続き行う方針である。</p> <p>コミットメントライン契約については、需要創出型の新たな金融サービスであり、借主が利用して初めてその利便性を実感するものであるとする指針であるが、平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、借主の範囲の拡大について中小企業等の中にも慎重な意見があり、また、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいのニーズがほとんどないという結果であったし、実際に平成13年改正で借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況も低調であった。これらの事実を併せて考え、一定の融資特約が手数料なしに設定される当該貸付等からの借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかに手続の負担が必要となるコミットメントライン契約を利用したいという現実的なニーズが中小企業等の借主側にとどの程度あるのかについては慎重に検討していく必要があると思われる。</p> <p>また、経済的効果である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息調整法及び出資法の上乗利率による制限が及ばなくなる結果となつて、手数料科目に合法的に高金利を徴せられるおそれがあるであり、このようなおそれがある以上、いわゆるヤミ金融対策法等の高金利貸付け問題対策の効果等を見極めることなく、現時点において、直ちに経済的効果である中小企業や地方公共団体等に借主の範囲を拡大するという改正を行うことは相当ではないと考え、</p> <p>このため、法務省及び金融庁としては、今後の検討においては、借主の範囲の拡大の是非については、高金利貸付け問題対策の効果等の見</p>		20300016	金融庁	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5139	51390020	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約（特選融資特約）の適用対象を拡大し、 中小企業（資本金3億円以下等）、 地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約（特選融資特約）の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
銀行法 第16条、同施行規則 第16条、第26条第1項第7号	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所等の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a		為替取引や当座預金業務を行っているなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、措置することとする。		20300017	金融庁	店舗の営業時間規制（午前9時～午後3時）の緩和	5016	50160009	11	社団法人全国地方銀行協会	9	店舗の営業時間規制（午前9時～午後3時）の緩和	店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を緩和する。	店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を緩和する。 現行規制によれば、平日の午前9時から午後3時まででは原則として必ず銀行窓口を閉めておかねばならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、人店舗として存続させることが可能な店舗も、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる（なお、窓口閉鎖中はATMコーナーは必ず開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする）。	顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められてきており、営業時間についても各行の自己責任に基づく機動的な設定を可能とすべきである。	「3か年計画」では、「為替取引や当座預金業務を行うておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと見られる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。」としている。
銀行法第16条の2第1項8号、銀行法施行規則第17条の2第6項、平成14年金融庁告示第34号（平成14年3月29日）	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること（複数銀行による関連会社の共同設立）は実質的に困難。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するかどうかについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等具体的な内容について検討を行う。		20300018	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	5016	50160010	11	社団法人全国地方銀行協会	10	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。	銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制（銀行及びその子会社等より50%以上）が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること（複数銀行による関連会社の共同設立）は実質的に困難となっている。平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制（銀行の100%子会社に限る）が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独立禁止法第11条ガイドライン（収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定）と平仄を合わせ、柔軟な運用が可能となるよう措置すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	「3か年計画」では、「共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。」としている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10号、平成11年金融監督庁告示第10号第2条（平成14年4月1日）、平成14年金融庁告示第33号（平成14年3月29日）	・銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券買入その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 ・法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		20300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5016	50160011	11	社団法人全国地方銀行協会	11	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a業務範囲の拡大、b100%出資規制の緩和（法人代理店）、の措置を講じる。		a)に関しては、銀行の代理店において営むことのできる代理業務は限定されており、例えば投資信託や保険商品の販売は行えない等の制約がある。地域の顧客ニーズに従来以上にきめ細かく対応していくうえで、代理店は有効な有人拠点になり得ると考えられ、その積極的な活用を促す観点から代理店の業務範囲を銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般に拡大すべきである。b)に関しては、法人代理店の機動的な設置及び組織的な管理を可能とするため、現行の出資比率規制（100%出資規制）を緩和すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に措置すべきである。	「3か年計画」では、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」としている。
銀行法施行規則第9条の3第2項、第10号、平成11年金融監督庁告示第10号第2条（平成14年4月1日）、平成14年金融庁告示第33号（平成14年3月29日）	・銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券買入その他の物品の保護預り及び両替に限られている。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点から、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		20300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5084	50840008	11	社団法人 信託協会	8	事業法人が銀行代理店として貸付の代理、媒介業務を行なえるようにすること	・ 金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号八（及び第10条）において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。 ・ なお、平成16年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該専業規制が緩和されたところである。 ・ そこで、金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理（又は媒介）業務を行う場合については、専業規制を緩和することを要望するもの。	・ ハウスメーカー等に対して、住宅購入（予定）者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の専業規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。 ・ 銀行窓口以外での資金貸付の申込みが可能となることにより、顧客の利便性向上に資する。 ・ 資金の貸付の代理（又は媒介）業務を行う場合について銀行の代理店の専業規制を緩和することにより、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 ・ なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、業による弊害は防止し得るものと考えられる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信金法施行規則第15条の2第6号	・法人代理店は、信用金庫の100%出資法人でなければならない。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		20300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5139	51390026	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	26	法人代理店の100%出資規制の緩和	法人代理店に対する100%出資規制を緩和する。		現在信用金庫の法人代理店は、代理業務を委任する金庫が100%出資する法人でなくてはならない。そのため他の地域金融機関や一般事業会社、あるいは委任金庫を退職した職員と共同出資することにより代理店をもつことが不可能である。	
信金法施行規則第15条の2第4号、告示（平成14年3月29日告示第41号）	・信用金庫の代理店において営む代理業務は、預金、定期預金の受入れ、会員に対する資金の貸付け、会員のためにする手形の割引及び為替取引等に限られている。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		20300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5139	51390027	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	代理店業務の拡大	信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。		「リレーションシップバンクの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域のお客様・会員への更なる利便性の提供と収益力の確保を両立させていくためには、従来の枠組みを超えた柔軟な店舗戦略が不可欠となっている。そのひとつが、店舗戦略における代理店の有効活用である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
・ 銀行法第十条第二項第一号・第十六条の二、同法施行規則第十七条の三第二項第三号 ・ 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件） ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 (3) 信用保証業務	・ 銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲拡大	5016	50160013	11	社団法人全国地方銀行協会	13	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられるが、外部の保証会社を活用するだけでは内容が画一的になりかねず、地域性に応じた柔軟な商品設計ができない。銀行の子会社等に保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し柔軟性のある保証サービスを提供できる。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	「3か年計画」では、「銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。」としている。
・ 銀行法第十条第二項第一号・第十六条の二、同法施行規則第十七条の三第二項第三号 ・ 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件） ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 7 - 1 (3) 信用保証業務	・ 銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲拡大	5078	50780039	11	(社)日本経済団体連合会	39	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲の拡大	銀行の子会社が、事業性ローンに係る債務保証業務を営めるよう認めるべきである。但し、対象となるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 また、保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を兼業できるようにすべきである。 検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始し、平成16年度までに実施すべきである。	銀行の子会社による信用供与手段の多様化により、銀行本体と異なる顧客層に対して、信用供与を拡充することができ、なお、銀行の子会社から当該銀行の特定関係者が供与するものを除けば、銀行経営の健全性が損なわれることはない。 また、信用保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を営むことが可能となれば、銀行経営の効率化に資する。	銀行の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供するものについては、営むことが認められていない。 また、保証業務は専業体制で営むこととされている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 7 - 2	自己脱落会社の脱落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の脱落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		自己脱落による脱落の仕組みの検討（脱落対象物件の拡大）については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「銀行の他業禁止規定や自己脱落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって脱落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、脱落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」（平成16年閣議決定）とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		20300021	金融庁	自己脱落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5016	50160014	11	社団法人全国地方銀行協会	14	自己脱落会社の対象物件等に係る規制の緩和	自己脱落会社について脱落対象物件を拡大する。		脱落により親銀行に配当がある物件に脱落対象が限定されているが、不良債権処理はグループ全体で取り組むべき課題の課題であり、子会社等に配当がある物件にまで対象範囲を拡大すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	「3か年計画」では、「銀行の他業禁止規定や自己脱落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって脱落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、脱落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」としている。
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより広告しなければならない。	b		商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえ、銀行の決算公告について、具体的な内容について検討を行う。		20300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	5016	50160015	11	社団法人全国地方銀行協会	15	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告（ホームページへの掲載）を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算公告については、従来の日刊紙への掲載による方法のほか電磁的方法も認められたが（商法第283条第5項）、銀行については、銀行法第57条の規定により日刊紙への掲載による方法しか認められていない。多くの一般事業法人が電磁的方法による決算公告を行い、経費削減等の効率化を進めている中、電磁的方法による決算公告が銀行にだけ認められないことは合理性を欠く。また、利用者側からしてみても、常にホームページ上で過去5年分の銀行の決算公告を閲覧できるようにするため、利便性が増すものと期待される。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	「各官庁からの再回答」では、「銀行における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。」としている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより広告しなければならない。	b		商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえ、銀行の決算公告について、具体的な内容について検討を行う。		20300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	5056	50560001	11	社団法人第二地方銀行協会	1	電磁的方法による決算公告の許可	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	
確定拠出年金法第89条、第92条第1項	運営管理機関の登録事項の変更届出は、2週間以内に行う。	c	-	・運営管理機関の登録事項の変更届出期間の延長については、適正な運営の監督を担保する観点から、認めることはできない。		20300023	金融庁	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	5016	50160016	11	社団法人全国地方銀行協会	16	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出することは時間的にタイトな場合もあるため、本期限を緩和（例えば、変更の都度届け出を行うのではなく、定期的に年1～2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等）すべきである。現状、役員の名義及び住所等、頻繁に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	「各官庁からの再回答」では、「確定拠出年金運営管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしてお認めいただけることとされており、加入者の権利保護が図れないおそれがあることから、逐次なく処理を行う必要がある。」としている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法施行規則第4条	生命保険及び傷害保険の給付の対象となる事由については、保険業法第3条第四項第二号及び第五項第二号に規定し、疾病等に類する事由として、保険業法施行規則第4条に規定しているが、骨髄採取手術に伴うものは含まれていない。	a		保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるようにする措置を講じる。		20300024	金融庁	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について	5017	50170001	11	ブルデンシャル生命保険株式会社	1	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について	生命保険の給付の対象となる事由については、保険業法第3条および保険業法施行規則第4条において規定されているが、骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術については対象とされていない。保険業法施行規則第4条に、「傷害に類する事由」として、「骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術」を追加することにより、生命保険給付の対象に加えてほしい。	現行販売中の医療保険・医療特約の手術給付の対象手術に、骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術を追加することにより、ドナーに対し、給付金を支払う。これにより、ドナーが被る経済的負担（骨髄移植のための入院に伴う収入減少）を軽減し、ドナー登録に対するネガティブな要因を取り除くことにより、ドナー登録者数増加に寄与し、ひいては骨髄移植を待つ多くの血液難病患者に貢献する。	白血病などの血液難病は、以前は有効な治療法がなく治りにくい病気であったが、現在では、多くの血液難病患者が骨髄移植により健康を取り戻している。ただし、骨髄移植を成功させるには、患者とドナーの白血球の型を一致させる必要があり、この適合率は非常に低く、骨髄移植を受けられない患者がすくなくないのが現状である。これらの患者を救うには、ドナー候補として一人でも多くの者を登録することが一歩の近道であり、骨髄移植推進財団でも、「ドナー登録者数30万人」を目標に掲げ、様々な形でドナー登録を呼びかけている。生命保険会社としてドナー登録者数増加を支援すべく、骨髄移植ドナーに対する給付を導入したい。	
保険業法第98条、同法施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融機関を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b		信託契約の締結及び媒介を行う業務を銀行等以外の者にも認めること等を内容とする信託業法案を第159回通常国会に提出し、同国会において経路審議とされたところである。また、保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえた検討が必要である。		20300025	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5018	50180001	11	生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。	・ 保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。 ・ 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・ なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（H15728）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第98条、同法施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b		信託契約の締結及び媒介を行う業務を銀行等以外の者にも認めること等を内容とする信託業法案を第159回通常国会に提出し、同国会において継続審議とされたところである。 また、保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえた検討が必要である。		20300026	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5028	50280016	11	社団法人 関西経済連合会	16	保険会社本体による信託業務（現行信託業法に規定する併営業務を含む）の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。 保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャ/ビティ活用の観点から極めて有効である。 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスターラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスターラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（H15728）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	
保険業法第106条、同法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊14-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社の子会社等とするについては、本業との親近性が薄いこと等から、慎重な検討が必要。		20300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5018	50180003	11	生命保険協会	3	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	・ 保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		・ 投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、買取りのみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家（特に年金基金等を想定）に提供するサービスの充実が図られるため（保険持株会社の傘下で承認された実績がある）。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第106条、同法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社の子会社等とすることについては、本業との親近性が薄いことから、慎重な検討が必要。		20300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5078	50780038	11	(社)日本経済団体連合会	38	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を要せずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認めるべきである。検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。		保険会社は、不動産投資業務を本来業務（資産運用）の一環として行っており、不動産の賃貸のみならず売却取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを十分に有している。また、不動産流動性の増加を背景として、証券化された不動産にかかる投資顧問業務について、投資家のニーズが拡大している。	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を要せずに行うことのできる業務に、不動産投資顧問業が含まれていない。
保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限定のものとして、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合（収入依存度）が50%を下回らないものとされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画において「複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことになる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかという点を踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		20300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5018	50180004	11	生命保険協会	4	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 ・なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項補助番号	要望事項番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の合計額が総収入の額に占める割合（収入依存度）が、50%を下回らないものとされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画において「複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つこととなる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		20300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5078	50780035	11	(社)日本経済団体連合会	35	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務子会社等の設立、保有を認めるべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（2004年3月19日）においては、平成16年度に検討とされている。結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入額が総収入の50%を下回らないことにより、経営・業務の効率化を図ることができる。	保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている。	
保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク適応の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		20300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5018	50180005	11	生命保険協会	5	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。		・特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。 ・我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。 ・よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク適断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5028	50280015	11	社団法人 関西経済連合会	15	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法上、保険関係請求権の特別先取特権の付与等必要な手当てを行う。		生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われることになっているが、生命保険会社が経営破綻に陥った場合においても、財産の価額の変動がそのまま反映される特別勘定は当該経営破綻の原因とはなりにくい。	
保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク適断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5051	50510001	11	厚生年金基金連合会 理事長 多田 宏	1	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	・特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資客が全て負うことになっており、保証利率のある一般勘定商品とは商品特性が全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の要因になる得るか否かという点で一般勘定とは全く異なっているにもかかわらず、過去の生命保険会社経営破綻においては、一般勘定と全く同様の補償率が適用されているなどの不透明がみられる。このため特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。		・生命保険会社が経営破綻した場合、運用リスクを生命保険会社が負うことにより経営破綻の要因になり得る「一般勘定」と、運用リスクを契約者自身が負うことにより経営破綻の要因にはなり得ない「特別勘定」とが、同等に取り扱われることについては、契約者保護および契約者間の公平性確保の観点からみても、不公平極まりないため。 ・また、企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないことから、この面においては、競合する信託銀行、投資顧問会社と比較して明らかに劣後する商品となっているため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク適時の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		20300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5078	50780037	11	(社)日本経済団体連合会	37	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	<p>保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することを認めるべきである。このために、保険業法等、法令上の必要な手当てを行うべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」（2004年3月19日）においては、平成16年度に検討・結論とされており、適切な保全措置を早急に取れるべきである。</p>		特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に区分されている。また、当該勘定に属する資産の運用成果が直接的に契約者に帰属する。このような特別勘定の性格から、特別勘定における運用は、経営破綻の原因となりにくい。このため、経営破綻時の取扱いにおいては、特別勘定の責任準備金を100%保全することが適当である。	生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。
保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク適時の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		20300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5139	51390017	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	保険会社破綻時の特別勘定の保全	<p>保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。</p>		<p>保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定とも同等に取り扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b+c	-	<p>「保険業」の定義に関しては、本年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「『不特定の者を相手方として』に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属にかかるとの客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。）」との解釈を示している。</p> <p>また、無認可共済に対する規制については、本年4月以降、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するWG）において、消費者保護や保険との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、ご意見をいただいております。去る6月22日の第二部会ではこれまでの検討状況の報告があったところである。無認可共済の問題については、引き続き、保険WGにおいて、今後、どのような対策を講ずるべきか、様々な角度からご議論いただきたいと考えている。</p>		z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	5018	5018006	21	生命保険協会	6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<p>・ 保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。</p> <p>・ 各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限（報告徴求、立入検査等）を付与する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。</li> <li>・ また、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待が変わりはないため、消費者保護のための規制は必要不可欠である。</li> <li>・ 公的な監督が及んでいないものについては、消費者保護のための規制が全くないという問題があり、公的な監督が及んでいないものについても、その内容が異なるため、根拠法によっては消費者保護のための規制が不十分という問題がある。</li> </ul>	
	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b+c	-	<p>「保険業」の定義に関しては、本年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「『不特定の者を相手方として』に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属にかかるとの客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。）」との解釈を示している。</p> <p>また、無認可共済に対する規制については、本年4月以降、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するWG）において、消費者保護や保険との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、ご意見をいただいております。去る6月22日の第二部会ではこれまでの検討状況の報告があったところである。無認可共済の問題については、引き続き、保険WGにおいて、今後、どのような対策を講ずるべきか、様々な角度からご議論いただきたいと考えている。</p>		z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	5028	5028017	21	社団法人 関西経済連合会	17	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<p>・ 保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。</p> <p>・ 各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限（報告徴求、立入検査等）を付与する。</p>		<p>共済のなかには「根拠法のある共済」と「根拠法のない共済」とがある。</p> <p>根拠法のある共済は、「他の法律に規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制を受けないが、これに代わる特別の法律による規制を受け、自らの主幹官庁の監督を受けて事業を行っている。ただし、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。</p> <p>保険業法、農林協同組合法、消費生活協同組合法が、契約の内容的合理性・公平性の確保・事業の透明性の確保等の観点から、消費者保護の観点において健全な規制となっており、それ以外の根拠法によって監督内容が異なる。特別の健全性が認められていない。</p> <p>これに対し、根拠法のない共済は、見舞金制度の適用に当たる場合や、特定の者を対象としている場合には保険業に相当せず、免許も受けずに事業を行っていても保険業法違反にはならないとされているが、保険業法やその他の特別の法律による規制の対象とならず、特別の法律による監督を受けない。つまり、保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。</p> <p>公的な監督が及んでいないものについては、その内容が異なるため、消費者保護の観点から問題がある。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第97条 - 第100条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同法施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務（第98条）、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている	b		<p>保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。</p> <p>なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告）において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、昔金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。</p>		20300030	金融庁	保険会社本体による信託業務の実施	5018	50180007	11	生命保険協会	7	保険会社本体による信託業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱いやすければ、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。</li> <li>なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。</li> </ul>		
保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c		<p>介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難である。</p> <p>なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。</p>		20300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務への参入	5018	50180008	11	生命保険協会	8	保険会社本体による介護関連業務の解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社本体での介護業務（居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助産等）の実施を可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法施行により、介護関連業務に対する社会的ニーズがますます高まっている中、民間介護保険の引受・募集を行っている生命保険会社が、既存の経営資源や全国的ネットワークを活用して、介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うことで、公民あわせ居宅サービス計画の策定と給付金の支払いができるようになり、利用者の利便性が更に高まる。</li> <li>具体的には、保険会社のお客様窓口における居宅介護支援サービス（介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、居宅サービス事業者等との連絡・調整等）の提供、および保険会社による居宅サービス事業（保険会社職員による訪問介護の提供、保険会社の営業拠点における福祉用具の貸与等）の実施。</li> </ul>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c	-	介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難である。 なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。		20300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務への参入	5034	50340016	11	(社)日本損害保険協会	18	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	現在、民間の損保会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を損保会社本体で行うことを認めていただきたい。	社会的ニーズの高い介護分野において、介護商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様、保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社とのこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる。	損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様の当該保険給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる、あるいは多様な損保ネットワークを活用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きい。 また、65歳以上で交通事故で要介護状態になった場合は公的介護保険の給付対象となり、この点では自動車保険等の役割と関連性があると言える。 このように、損保会社にとって介護分野は高収益・高付加価値分野として親近性が高く、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認めることは極めて意義のあることである。（公的介護にはサービス提供機能があるのに対し、民間の介護費用保険等にはサービス提供機能がないのは顧客満足度に欠ける部分がある） また、公的介護の分野においても、民間の介護サービス提供事業者が広く参入することは、質を確保し利用者の満足度を高めるためにも有用ではないかと考える。 保険会社は確定拠出年金運用管理業務なども確定拠出年金法上認められており、今後、ソーシャルセキュリティ機能をもった分野で保険会社の担う役割は大きいと考えられる。	
保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業務を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社が付随業務として行うことができる他の金融業務を行う者の業務代理等の内容については、保険会社の固有業務（保険の引受け及び資産の運用）との関連性又は親近性があるものを認めているものであり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。		20300032	金融庁	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理又は事務代行	5018	50180009	11	生命保険協会	9	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理又は事務代行	・ 次の業務について、付随業務としての認可の要否を法令上明確化する。 (1) 他の金融機関の資産運用受託関連（記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務） (2) 他の金融機関のバック・オフィス業務受託関連（他の金融機関の情報処理業務の受託） ・ その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報開示方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。	・ グループ内で経営資源及びアクセス・キャパシティを共有し、経営効率化を図ることについて、保険業法上の取扱いが明確化されていないため、保険会社経営の法的安定性・予測可能性を害している。 ・ 市場競争の激化・高度化に伴い、経営効率の向上を目的としたバック・オフィス業務（巨額の初期投資を要するコンピュータ・システムの利用等）の共同化は、グループを超えた他の保険会社・金融機関との共同化を視野に入れるべき状況となりつつある。 ・ 金融機関経営のコンゴロミット化の動向は、保険業以外の業務を営むグループ企業の情報処理等のバック・オフィス業務を保険会社本体等において一元的に行う方向となることが予測される。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投信販売契約締結の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。		20300033	金融庁	保険会社本体による投信販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5018	50180010	11	生命保険協会	10	保険会社本体による投信販売契約締結の代理もしくは媒介の解禁	・ 保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販売契約（証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」）締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		・ 保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャッシュ活用観点から極めて有効である。 ・ 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販売契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘については、保険会社が顧客に対して具体的な投資の内容の助言を行った場合、投資顧問業務のものとなり、「有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律」違反となるおそれがあることや、保険会社に他業が禁止されている趣旨等にかんがみ、対応することは困難である。		20300034	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5018	50180011	11	生命保険協会	11	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	・ 保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		・ 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることが有効である。 ・ 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の高品質に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャッシュ活用観点から極めて有効である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
事務ガイドライン1-8-1	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c		保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにもグループ全体としてのリスク管理という観点が必要となる。このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点から業務範囲規制を課することが必要であるとの考え方にに基づき、事務ガイドラインに規定されたものである。よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。		20300035	金融庁	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	5018	50180012	11	生命保険協会	12	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	・関連法人等を業務範囲規制の対象範囲から除外する。		・関連法人等については、その意思決定権限を支配しているわけではなく、業務範囲規制の対象とすることは、当該会社の経営上および他の株主並びに取引先等に対し、著しく不利益を与える場合がある。	
保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない	b		保険料の收受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の支払いを認めることが適当なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上に関して、保険会社に特約的に現物資産での支払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ（平成15年内閣府令第62号、平成15年3月1日施行）。		20300036	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	5018	50180015	11	生命保険協会	15	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	・株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・借託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いしないと利用者利便が著しく阻害される。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第187条第1項第2号、第189条、第209条第2号、保険契約者の保護のための特別措置等に関する命令第2条の2第1項第3号	外国保険会社等の免許申請書には、「日本における代表者の氏名及び住所」を記載することとなり、内閣総理大臣は免許をしたときは、その旨及び免許申請書の事項を、速滞なく、官報で告示することとなっている。	c	-	保険業法第189条の告示については、内閣総理大臣が外国保険業者に免許を与えたときは、その旨及び免許申請書記載事項について周知する必要があることから設けられているものであり、登記を確認すれば知り得るということをもって、告知が不要であることは困難である。保険契約者保護機構への加入手続で申請書に外国保険業者について「日本における代表者の氏名及び住所の記載を求めているのは、外国保険業者の中には会社形態を探らない業者もあり得るためであり、対応することは困難である。		20300037	金融庁	外国保険会社等の免許申請時における「日本における代表者の」住所の記載・告示等の廃止	5018	50180016	11	生命保険協会	16	外国保険会社等の免許申請時における「日本における代表者の」住所の記載・告示等の廃止	・ 商法第479条（外国会社の代表者・登記および公告）に基づき登記をしている外国保険会社等については、内閣保険会社と同様に、（1）免許申請時に会社登記簿の謄本を添付することによって、日本における代表者の住所については免許申請書の記載事項から除き、告示も不要とすること、（2）保険契約者保護機構に加入する際の申請書の記載事項から日本における代表者の住所を除くことを要望する。		・ 保険業法第189条に告示の規定が設けられた趣旨は、外国保険業者の中には会社形態を探らない事業者等もあり得ることから、このような事業者の場合は会社登記による公示はないので、官報による告示をもって保険契約者等に対して周知する必要があるためとされている（保険研究会編「コンメンタール保険業法」29頁）。	
資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	c		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の運営体であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される許容的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務付けている。このため、特定目的会社の取締役等による募集等の禁止については、投資家保護の観点から維持すべき。		20300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5024	50240001	11	社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人（オリジネーター）が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。		資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	c		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の縛りあり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される許容的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務付けている。このため、特定目的会社の取締役等による募集等の禁止については、投資家保護の観点から維持すべき。		20300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱いの緩和	5078	50780033	11	(社)日本経済団体連合会	33	資産対応証券の募集取扱いの緩和	資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにすべきである。		流動化事業の効率化及びコスト削減に資する。	特定目的会社の資産対応証券は、証券取引法上の有価証券とされており、資産対応証券の募集等の取扱いは、証券業者又は特定資産の譲渡人が行うことができる。しかし、特定資産の譲渡人が、証券化事業組成者ではない場合が多く、実際の取引上、資産対応証券の募集を行うことが少ない。
信託法58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b		法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。		20300039	金融庁	特定持分信託の信託法58条から適用除外を明確化	5024	50240002	11	社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関する法文において、信託法58条の適用が除外されることを法文上明らかにするが、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にどのような条項を入れたとしても、信託法58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを複雑化させている。	



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。 現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。		20300041	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5078	50780034	11	(社)日本経済団体連合会	34	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が、C Pを発行することを可能とすべきである。		資金調達手段としてC Pの発行が可能となれば、例えば、新規ビルの取得、大型の物件修繕費など、投資法人の超短期の資金需要に柔軟に対応することができる。	投資法人の資金調達手段は、借入及び投資法人債に限られており、C Pを発行することができない。このため、機動的な資金調達が困難となっている。
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は投資法人の基本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約を変更する場合において、投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議を必要とすることは当然と考えられる。		20300042	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	5024	50240005	11	社団法人不動産証券化協会	5	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法などにおいて、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合には、投資主総会ではなく官報へその旨を掲載することなどで済むよう要望する。		投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要し、租特法などの改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第27条の23第1項	上場株券等の保有者でその保有割合が100分の5を超えるものは、大量保有報告書を5日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	b		大量保有報告制度は、株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開することにより、市場の公正性、透明性を確保し、投資者保護を図ることを趣旨・目的とするものである。株券等と同様に投資証券の大量保有の情報を公開することが、この制度の趣旨・目的に合致し、投資者保護に資することになるが慎重な検討が必要である。また、この制度を導入することにより、新たに投資証券の大量保有者に報告義務を課すことになり、投資に係るコストを増大させるものであることから、慎重な検討が必要である。		20300043	金融庁	大量保有報告制度の導入	5024	50240006	11	社団法人不動産証券化協会	6	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで不明しなく、今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。	
保険業法第98条第1項、第100条、第106条、同施行規則第51条、第56条第2項、第56条の2第2項、第3項	保険会社は、付随業務として他の金融業務を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等が「証券仲介業」を兼営することについては認められていない。	c		ご要望中の「証券仲介業者への事務支援」が具体的にどのようなものであるか詳細が明らかではないが、保険会社の子会社及び保険会社が当該事務支援を行うこと、業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等が「証券仲介業」を兼営することについては、保険会社の他業禁止の趣旨等の観点にかんがみ、対応することは困難である。		20300044	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	5034	50340007	11	(社)日本損害保険協会	1	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	<p>保険会社の子会社「証券仲介専門会社」による証券仲介業者支援業務を認めていただきたい(金融関連業務に、保険会社と代理店委託関係のある証券仲介業者の事務支援業務も追加していただきたい)</p> <p>保険会社本体による証券仲介業者の事務支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の代理・代行を認めていただきたい)</p> <p>今般の証券取引法の改正により保険会社にも解禁されることとなった証券仲介業について、当該改正法施行までに「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務として認めていただきたい。</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社子会社あるいは本体による証券仲介業を営む損保代理店の事務サポート</li> <li>・「業務の代理又は事務の代行」子会社による証券仲介業の兼営</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券仲介業者の普及促進</li> <li>・会社経営の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・04年4月から証券仲介業務が開設され、一般事業会社は本体で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。損保会社は子会社を設置して自ら証券仲介業を営むことができるが、本業で一般事業会社である代理店を通じた保険商品販売を行っているため、損保代理店が証券仲介業者を営む理由の相違・支援を行うことが期待できる業務範囲が限られており、業務可能な金融機関業務の範囲に証券仲介業者の事務支援業務が含まれていない。</li> <li>・子会社形態ではなく本体で証券仲介業者への相談・支援を行うことも考えられる。04年12月から損保会社は証券金融機関として証券仲介業を営むことが可能となるため、損保会社本体で損保代理店への相談・支援を行う方が効果的と考えられる。しかしながら、損保会社は他業禁止の規定により当該業務は営むことができない。</li> <li>・150回開会において「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、本年より損保会社本体での証券仲介業が解禁されることとなったが、既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が当該業務を兼営することによって子会社等を小規模な単位に分けることなく顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることが出来る。</li> </ul>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第98条第2項、同法施行規則第61条の2	保険会社が他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うこととするときは、認可を受けなければならない。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行うこととするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかと認められるかどうか等について審査しているものである。一定の条件を満たすグループ会社間において、ある会社が上記要件を満たしていることと認められたからといって、グループ内の別の会社が、同様に上記要件を満たしていることと認めることが不可欠であるため、ご要望に対応することは困難である。		20300045	金融庁	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行	5034	50340002	11	(社)日本損害保険協会	2	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行	<p>(要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の条件を満たすグループ会社（親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。）間であれば、一定の範囲（グループ（持株会社を含む）内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲）を定めた上で、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用がはかれる。</li> <li>・グループ（持株会社を含む）内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることすれば、当該の効的なチェックも維持することが可能である。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ会社間においては、資本政策および併社のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用、顧客に対するサービスの提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可制から認可申請・認可取得まで時間を要することが多い。（認可申請から認可取得まで、当該の審査期間は、保険業法施行規則246条より60日定められている。）</li> <li>・代理・代行認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実態の体制型型以議、ビジネスチャンスと捉えることなく取りやすくなる。</li> <li>・グループ（持株会社を含む）内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることすれば、当該の効的なチェックも維持することが可能である。</li> </ul> <p>(期待)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、保険会社が他の保険会社（外国保険業者を含む）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（付随等）を定めるものに限る。）を行う場合は、その内容を定めて、内閣府の認可を受けなければならない。（保険業法98条第1項第1号および同第2項）</li> </ul>		
証券取引法第65条	登録金融機関（保険会社も含まれる）は認可を受けて、投資信託受益証券及び投資証券等について売買、取引の委託の媒介等を行うことができる	e	0	『証券取引法等の一部を改正する法律』（平成16年法律第7号）により、登録金融機関である保険会社は、投資信託受益証券等については証券仲介業の業務範囲と同様の業務をすることが可能。保険業法によっても、証券仲介業について特段の業務範囲の制限はされていない。施行日は本年12月1日。		20300046	金融庁	金融機関による「証券仲介業」での取引商品の拡大	5034	50340003	11	(社)日本損害保険協会	3	金融機関による「証券仲介業」での取引商品の拡大	<p>金融機関における「証券仲介業」での取引商品の拡大</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社本体が投資信託を含めた有価証券の証券仲介業務を行う</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の利便性向上</li> <li>・事業の効率化</li> </ul>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社本体が投資信託を含めた有価証券の証券仲介業務を行う</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の利便性向上</li> <li>・事業の効率化</li> </ul>	<p>保険会社は投資信託の販売会社として契約締結権を有するが、一方で、証券仲介業としては投資信託の取扱は認められていない。特定証券業務（証券法65条）を行っていない保険会社が証券仲介業として投資信託の仲介業務を行えない理由はないものと考える。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第127条1項、同法第271条の2第1項、同法施行規則第210条の14	保険会社が他に特段の定めがある事項以外の事項に係る定数の変更をしたときは届出が必要。保険主要株主が定数を変更した場合には届出が必要。	c	-	保険会社に係る届出は、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、保険会社を監督する上で把握しておくことが必要と考えられる事項について届出事項としたものであり、一方、保険主要株主に係る届出は、保険会社の株主として当該者が適切であるかの判断のための届出事項であり、それぞれ異なる立場にある者に対して、異なる観点から必要とされている届出であるから、たまたま主要株主が保険会社であるからといって、その取扱いを変えることは適当でないため、対応することは困難である。		20300047	金融庁	保険業法上の主要株主規制の整理・緩和	5034	50340004	11	(社)日本損害保険協会	4	主要株主規制の整理・緩和	保険会社等の業法の規制を受ける会社が、他の保険会社等の主要株主である場合、自らの定款等の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。同一の所管官庁に対して、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を、違反の場合には行政罰を課してまで求めることは過剰であり、既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとでの届出を免除してほしい。	事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきているため。	
証券取引法第28条の4第2項、同法第33条の2	証券会社の株主で、主要株主（原則100分の20以上の議決権を保有している株主）となった者は、対象議決権保有届出書を遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない	b		今後、主要株主規制の趣旨を踏まえながら検討。		20300048	金融庁	証券取引法上の主要株主規制の整理・緩和	5034	50340004	21	(社)日本損害保険協会	4	主要株主規制の整理・緩和	主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があるなど、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となってしまう（投信法、投資顧問業法も、証券法と同様）。主要株主規制の趣旨は、主要株主の適格性にあるので、銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするが、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとしてほしい。	事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきているため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険審査法第277条第21項第2号	損害保険代理店の登録を受けようとする者が法人である場合には、登録申請時にその役員の名及び住所を記載した書面を添付する必要がある。	c	-	個人の氏名・住所については、当該個人を特定するための情報として基本的かつ重要なものであり、現在、公的な申請を行うときに、通常記載を要求されているものであると考えられる。 損害保険代理店の登録申請時の提出事項のうち、役員の名・住所については、登録申請時一度きりの提出でよく、以後変更が生じた場合にも届出の義務はないこととされており、煩瑣であるとはいえない。したがって、上記の公的な申請における個人特定の手段としての重要性にもかんがみれば、対応することは困難である。		20300049	金融庁	損害保険代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」からの住所の削除	5034	50340005	11	(社)日本損害保険協会	5	損害保険代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」からの住所の削除	損害保険代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」について、住所を不要とし、代わって生年月日を必要とするように改定いただきたい。	登録事務の均質化により、ロードの軽減や不備の減少が期待できる。	損害保険代理店登録時に、法人代理店の役員氏名、住所を取り付けているが、店主以外の代表者については、氏名と生年月日を提出しており、住所は提出していない。また、役員・使用人届においても、住所に代わり、生年月日を届出している。不整合である。	
保険業法第276条、第277条、第278条	保険募集等を行う保険代理店については、登録制度を実施しているが、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等事実上代理店業務に支障がない場合であっても新たに代理店登録をしなければならない場合があり、その過程において業務の空白期間が生じることがある。	a		保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを實現しているが、電子化実施後も同様の運用に対応する。		20300050	金融庁	損害保険代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における代理店登録特例の設定	5034	50340006	11	(社)日本損害保険協会	6	損害保険代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における代理店登録特例の設定	損害保険代理店登録・届出手続の電子化実施後も、個人代理店死亡および法人代理店組織変更における登録空白期間解消・短縮のための特例取扱いを設けたい。	個人代理店死亡および法人代理店組織変更の場合には、通常の登録申請手続きスケジュールとは別の特例を実施する。具体的には、事由発生時の財務局への電子化後、登録事務が所定のスケジュールに従って機械的に処理される場合、財務局への個別相談等の機会が失われる可能性がある。	昨年の規制改革要望によって、個人代理店死亡および法人代理店組織変更において、代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直し（具体的には財務局が個別相談に付する取扱い）が實現した。しかしながら、登録手続き・確認を前提として、随時申請受理の早期登録実施を行う。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第302条、同法施行規則第26条、ガイドライン3-2、ガイドライン4-1-12	損害保険代理店は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときはその者の氏名及び生年月日を届け出なければならない。	c		損害保険代理店の役員又は使用人で保険募集を行う者については、損害保険代理店本人の登録拒否要件のチェック上把握が必要であること、また、日常の監督の上でも把握しておく必要があるため、事前の届出の対象としているところである。したがって、ご要望の「台帳管理方式」や「事後届出」では、登録拒否要件のチェックを行うことができず、保険契約者保護の観点から問題があると考えられるため、対応することは困難である。		20300051	金融庁	損害代理店の募集従事者届出の簡素化	5034	50340007	11	(社)日本損害保険協会	7	損害代理店の募集従事者届出の簡素化	<p>損害代理店の募集従事者の届出において、以下のような事項をご検討いただきたい。</p> <p>都度届出方式を改め、代理店における台帳管理方式とする。</p> <p>または、一定の要件を満たす代理店の場合（すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する留約・念書等を差し入れるなど）、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。</p> <p>上記、いずれも対応不可能の場合、代理店代表者が専任し、引き続き使用人として募集に従事する場合に限り、事後的な使用人の届出を可としていただきたい。</p>	<p>損害保険募集従事者届出手段の簡素化および迅速な募集開始の実現。</p>	<p>（理由）</p> <p>手続簡素化および迅速な募集開始を実現する。また、代理店の主体的管理による法令遵守の徹底を図る。</p> <p>については、資格・経験のある者を新たに募集に従事する使用人とする場合であっても、採用・転入後、待機期間が生じてしまう。新規に教育を受ける者の場合も、募集に従事するための講習、資格試験等を修了してから届出を行うため、手続期間中が待機期間となる。使用人に関する専任監督は使用者である代理店主または法人が負担しており、当該店主・法人を保険会社は指導監督していることから、一律に使用人の事前届出を求めなければならない決定的な必要性はない。</p> <p>については、退任する代表者は、従前、募集従事者として審査・登録されていることから、使用人となる場合に事前の届出・再審査は不要と考える。</p> <p>（現状）</p> <p>損害代理店が保険募集を行うにあたっては、登録のほか募集従事者の届出を行うこととなっている。（保険業法302条）</p>	
保険業法第277条、事務ガイドライン3-2	事務ガイドラインに規定されている募集人登録申請書記載要領において、「他に業務を行っている場合に、その主要な業務の記載をもって足りる。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合にはその旨を記載する。」とされている。	b		代理店登録・届出手続き電子化が実施されれば、当局として生命保険募集人を行っていることを確認できることとなるため、電子化を持って、生命保険募集人の登録の記載の削除を検討することとする。		20300052	金融庁	損害代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	5034	50340008	11	(社)日本損害保険協会	8	損害代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	<p>損害代理店が損害保険代理店以外の業務を行う場合には、その業務の種類を登録申請書に記載して内閣総理大臣に提出することとなっているが、その業務については「主たる業務」の記載をもって足りるものとしていただきたい。</p>	<p>業務変更の都度提出する「登録事項変更」業務の効率化</p>	<p>損害代理店は保険商品を広く国民に普及させるため、個人・法人を含め、一般事業者がその役割をになっており、該当する「他の業務」は職種にも及ぶ。これを登録・変更の都度、届出を行うことは事務手続き上煩瑣であり、現行の行政上の事務ガイドラインにおいても「その主要な業務」の記載をもって足りるものとして運用されている。しかしながら損害代理店の場合、「生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨も記載する」ものとされており、生命保険募集人に比して過剰な規制が図られており、生命保険募集を開始・廃止した場合には必ず届出が必要となっている。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、従属業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるもの）を行うときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c		<p>保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行うと認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うと認めるときは認可を要するとは困難である。</p> <p>なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行うと認めるときは、協調融資の特性を踏まえた認可手続（契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする）としたところであり（平成26年6月事務ガイドライン改正）、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。</p>		20300053	金融庁	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代理の認可の撤廃	5034	5034009	11	(社)日本損害保険協会	9	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代理の認可の撤廃	(要望) 資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。	(理由) ・広く「金融業」を行う者の代理代行を行うことにつき認可制とする意義がない。 ・同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされず、均衡を欠く。 ・認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。 （協調融資については、包括認可となっており、既に認可を取得しているため個別認可は不要となっているが、今後、個別の融資の代理代行や融資のアレンジャー業務等を行うケースも想定され、その場合は機動性が失われることによる）。 （現状） 協調融資の幹事業務や個別の融資の代理代行、また融資のアレンジャー業務等を行う場合には、業務の代理、事務の代行として金融庁の認可が必要とされている。	
保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、他の保険会社（外国保険会社を含む。）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行うことができるが、船主責任相互保険組合に基づく日本船主責任相互保険組合は保険業法上「保険会社」に該当せず、保険会社はその業務代理・事務代理ができない。	b		<p>保険会社と日本船主相互保険組合との間で代理・代行業務を行えるようにすることについては、日本船主相互保険組合が非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ検討する必要があるものであり、代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。</p>		20300054	金融庁	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	5034	5034010	11	(社)日本損害保険協会	10	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	<p>保険会社は、「他の保険会社（外国保険会社を含む。）の保険業に係る業務の代理または事務の代行」を行うことができる。諸外国の船主責任相互保険を扱う組合は保険業法上、外国保険業者に該当するため、保険会社はその業務等の代理代行を行うことができる一方、我が国の船主責任相互保険組合（JPI）は、保険業法上、「保険会社」にも「外国保険業者」にも該当せず、保険会社はその業務等の代理代行ができない。保険会社が業務の代理又は事務の代理が受託できる相手方にJPIを加える。</p>	<p>1. 船舶保険を営業する多くの損保がJPIとの提携により「ワस्तフ・シボク」を提供できることから、販売ルートにおける組合の選択肢が広がる。同時に損保間の募集競争を通じて「船舶保険」間および「内保険」間の商品競争も促進される。</p> <p>2. JPIにとっては募集方法の選択肢が広がり、コスト追求を通じて相互保険組合の代行が行えることとのイコールフットイングの観点からも、JPIからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。</p>	JPIも保険会社と同一視されるべきであり、かつ、諸外国の船主責任相互保険組合から保険会社が業務の代理又は事務の代行が行えることとのイコールフットイングの観点からも、JPIからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第271条の3第11項、同法第71条の4第3項、証券取引法第27条の25	保険議決権大量保有者は、総株主の議決権の5%超の議決権を保有したとき、またその後、議決権保有割合が1%以上増減したときは保険会社等の議決権保有に係る届出書の変更報告書を提出しなければならない。	c	-	保険議決権保有に係る届出書の提出や保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出は、保険契約者保護の観点から、所管大臣が把握しておく必要があるとされているものであり、保険会社の行為により生じた議決権保有割合の変更であっても、その必要性には何ら変わりがない、したがって、ご要望に対応することは困難である。		z0300055	金融庁	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	5034	5034011	11	(社)日本損害保険協会	11	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	「変更報告書」の届出事由から、( ) 保険会社が自社株を購入した場合や、( ) 代表者氏名を変更した場合を除外し、( ) 代表者氏名を変更した場合を除くことにより、( ) 代表者氏名の変更について言えば、行政は届出時点（5%を超えた時点）の主要株主の実在性を確認できればよいものと思われ、変更の頻度、届出を行う意識は少ないものと考えられる。 なお、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示（5%ルール）」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行者である会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。同様に、代表者氏名の変更についても、「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合」のみ変更報告書を提出すべきとされているため、届出事由とされていない。	変更の頻度を出す「変更報告書」届出事務の効率化	・保険会社の総議決権の5%超の議決権を保有する者は、議決権保有割合（商号・住所等 資本金額・代表者氏名（法人である場合のみ）について変更が生じた場合には、「変更報告書」を提出しなければならない。 ・しかし、( ) 議決権保有割合については、例えば保険会社が自社株を購入した場合変更が生じるが、これを保険議決権大量保有者が常時把握しておくことはその変更管理が煩瑣であり、保険会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで、保険議決権大量保有者に届出義務を課することは過剰な規制と考える。また、( ) 代表者氏名の変更について言えば、行政は届出時点（5%を超えた時点）の主要株主の実在性を確認できればよいものと思われ、変更の頻度、届出を行う意識は少ないものと考えられる。 なお、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示（5%ルール）」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行者である会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。同様に、代表者氏名の変更についても、「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合」のみ変更報告書を提出すべきとされているため、届出事由とされていない。	
特になし	保険会社が外国で営業を開始する際に、外国監督当局から提出を求められる日本の監督当局による証明書類等の発行手続について、保険業法等において特段の規定は定められていない。	a	-	保険会社が外国で営業を開始する際に、外国監督当局から提出を求められる日本の監督当局による証明書類等の発行手続について、今後、ルールを明確化することとする。		z0300056	金融庁	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化	5034	5034012	11	(社)日本損害保険協会	12	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化	保険会社が外国で営業する場合に必要な金融庁による証明書類発行手続を明確化していただきたい。具体的には、証明書類発行に係る窓口の明確化、書類の発行を申請する際に必要な関係書類・資料の明確化、申請から発行迄に要する期間の明確化を求め。	必要書類の入手手続が明確化すれば、外国に支店を設置する場合等の事業計画のスケジュールが予測しやすくなり事業運営が効率化する。	保険会社が外国で営業する場合、現地の保険監督当局は進出保険会社の財務の健全性を確認するために母国の監督当局による証明書類の提出を求めるのが通常。日本の保険会社が外国で保険事業免許を申請する場合は金融庁の証明書類が必要だが、現在こうした書類の発行に係るルールが定められていないため、必要な時期に書類を準備することができず、外国における保険事業の展開に支障を来している。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法施行規則第26条 第63条	金融庁長官の承認等により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、積立勘定に属する財産を一般勘定等に振り替えることは認められていない。	C	-	積立勘定は、公正かつ公平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を目的とした保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定である。積立勘定については、その安定的な運用が求められており、保険業の免許申請に際しては、積立勘定を設ける場合には、その属する財産の種類及び評価の方法を記載し、内閣総理大臣は、その属する財産の運用に係る体制が適正であるかどうかを審査しなければならないとされ、また、積立勘定とその他の勘定の間の振替についても、極めて限定的に金銭の振替のみが認められているところである。したがって、積立勘定の安全な運営の観点等から、ご要望に対応することは困難である。		20300057	金融庁	積立勘定における株式の代物弁済	5034	50340013	11	(社)日本損害保険協会	13	積立勘定における株式の代物弁済	<p>保険会社は、金融庁長官の承認により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、財産の勘定期限振り替えを行うことが出来ない。株式保有が出来ない積立勘定に区分されている貸付金については、以下のよやむを得ない場合に限り、当該貸付金を事前に一般勘定に振り替えることと、株式の代物弁済が行えるようにしていただきたい。</p> <p>DES（債務の株式化）の適用により株式を担保取得している場合  株式を担保取得している場合  なお、財産（貸付金）による勘定期限振り替えを行う代わりに、いったん株式を一般勘定で受け入れて、即時に当該積立勘定に金銭を振り替えることで構わない。</p>	DES（債務の株式化）等を用いた再建計画の応募が可能となり、債務者である経営不振企業の再生が期待出来る。また、株式を担保取得している場合で代物弁済を受けざるを得ない場合の対応が可能となる。	積立勘定による株式の受け入れが出来ないため、経営不振企業のDES（債務の株式化）を用いた再建計画に対し、損保会社のみ応募出来ないおそれがあるため。	
保険業法第97条の2、同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	C	-	<p>金融審議会第二部会中間報告（平成13年6月26日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での充実等の状況に応じ、これを見直ししていくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監理手法の充実（平成13年9月-オフサイトモニタリング導入）等を図ってきた。</p> <p>資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、保険監督者国際機構（IAIS）において資産運用に関する法的規制が求められていること等から困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った（平成15年内閣府令第62号）など、資産別運用比率規制について見直しを図った（平成15年6月8日施行）。</p>		20300058	金融庁	保険会社による資産別運用比率規制（いわゆる3・3・2規制）の撤廃	5034	50340014	11	(社)日本損害保険協会	14	保険会社による資産別運用比率規制（いわゆる3・3・2規制）の撤廃	<p>（要望）  保険会社の資産別運用比率規制を撤廃し、監督上のオフサイトモニタリングで代替する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。</li> <li>・当局への報告等の事務が軽減される。</li> </ul>	<p>（理由）  現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上はオフサイト・モニタリングが導入・強化されており、総合的なリスク管理により、同規制の代替が図られていることから、撤廃しても問題ないと考えられる。</p> <p>なお、IAISの基本原則では資産別規制が望ましいとされているが、より実効性の高いオフサイト・モニタリングという制度によって同原則の趣旨は満たされていると考えられ、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。</p> <p>（現状）  保険業法においては、保険会社は資産（株式・外貨建資産・不動産等）毎に総資産等に対する保有比率が定められている。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第22条、第274条等	保険会社が保険業法上の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が義務付けられている。	b		保険会社が保険業法上の規定により行う公告について、電子的方法でも可能となるよう、具体的な内容について検討する。		20300059	金融庁	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化（電子公告の導入）	5034	50340015	11	(社)日本損害保険協会	15	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化（電子公告の導入）	株式会社、有限会社の公告事項の公告手段として、電子公告制度を導入する高法改正が予定されているが、保険業法上特に日刊新聞紙への公告が必要とされている事項（組織変更、契約移転、合併など）についても、同様に電子公告を認めていただきたい。	企業再編等に伴う公告コストの削減につながる。	高法改正により電子公告が日刊新聞紙への公告と同等の公告手段として位置づけられる見込みである。これに伴い、保険業法上、保険契約者保護等の観点から特に言及でなく日刊新聞紙によることとされている事項についても、電子公告を認めるべきである。	
保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	保険契約者保護機構は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告しなければならないこととされている。	c	-	保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転における資金援助を行う等一般保険会社とは異なる公益性を有していることから、財産目録等の官報公告が義務付けられていると慎重に検討する必要がある。また、保険会社（保険契約者保護機構が保険業を行う場合も含む）の公告について日刊新聞紙への掲載を要していることについては、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、電子公告の導入について、具体的な内容について検討を開始する予定。		20300060	金融庁	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	5034	50340016	11	(社)日本損害保険協会	16	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙向けへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	日刊新聞紙への公告費用が削減され、保険契約者保護機構の経費軽減につながる。	保険契約者保護機構の公告範囲・公告方法は、保険会社と同等の条件を満たしているべきではあるが、保険会社の決算公告が要望内容同様の規定となっているため、保険契約者保護機構に対してはより厳しい要件が求められることとなってしまう。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第277条、事務ガイドライン2-3	事務所の住所は、募集人登録申請書の記載事項とされている。	C	-	出先事務所の住所の記載は、代理店に対する検査の实效性の確保等の観点から必要であり、募集人登録申請書から同記載を削除することは困難である。		20300061	金融庁	生保募集人登録事務の簡素化	5034	50340017	11	(社)日本損害保険協会	17	生保募集人登録事務の簡素化	(要望) 出先事務所登録の完全削除	代理店・保険会社での二重管理ロートの削減。	(理由) 法人募集代理店については法人単位で代理店登録を行っており、出先事務所登録についても代理店内で管理を行うべきものであり、それ以上の管理の必要性がない。 (現状) 事務ガイドラインにて母店外の事務所登録が必要である。(昨年の事務ガイドラインの改正により、法人代理店の出先事務所については「一事務所登録方式」が採用できるようになり、結果的に募集人の所属事務所を本店(あるいは母店)として読みかえることが出来るようになったが、そもそも「事務所の名称、所在地」については従来と変わらず管理が必要である。)	
保険業法第4条、第5条、第123条	保険業法123条第2項に規定されている届出については、行政による事前審査が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	C	-	保険商品の事前審査については、商品の持つ公共性や本質的に複雑な契約となるその商品性など、商品の特性を踏まえて最低限度必要な範囲で行っているものであり、企業が契約者であるという理由をもって、同審査を廃止すること等は、契約者保護等の観点から困難である。なお、届出については申請内容に応じた審査の上で期間短縮を行っており、消費者ニーズへの迅速な対応にも配慮している。		20300062	金融庁	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	5035	50350001	11	東京海上火災保険株式会社	1	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	企業が契約者となる場合の保険商品の事前審査事項を、事業方法書の被保険利益に関する事項等の必要最低限なものに絞った上でこれを廃止し、これに伴い審査期間の短縮ならびに基礎書類の簡素化を図っていただきたい。	契約者ニーズに応じた迅速な商品改定の実施。	本邦では企業が契約者となる場合でも、現行保険業法に規定に従い事前審査が必要となっているが、欧米の先進諸国では企業分野の保険商品について事前審査が不要化されている等(例:米国(ニューヨーク州)では大企業が契約者となる場合は保険料・保険約款の事前審査が不要化されている)、本邦より自由化が進んでいる状況にある。わが国においても諸外国同様に企業のリスクが複雑化・多様化し、かつ、変化の激しい状況にある中で、企業が必要とする保険を速やかに提供する必要が生じている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
事務ガイドライン5-3-2	普通保険約款の変更については、法による認可又は届出が必要となっている。	C	-	国内の契約については、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業が相当程度存在するところであり、普通保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を高めることは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。なお、弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。		20300063	金融庁	『普通保険約款に特約の内容を盛り込んだ形で契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	5035	50350002	11	東京海上火災保険株式会社	2	『普通保険約款に特約の内容を盛り込んだ形で契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	『普通保険約款に特約の内容を盛り込んだ形で契約書』に基づき保険契約を締結できる保険契約の範囲を企業の国内の事業活動を対象とするまで拡大していただきたい。	契約者にとってわかりやすい款構成の実現。	平成15年度には企業の海外の事業活動を対象とした保険契約の普通保険約款について、いわゆる自由化が図られたが、一方、国内の事業活動を対象とした保険契約については依然として普通保険約款に特約の内容を盛り込んだ形の契約書を作成し、これに基づいて保険契約を締結することは認められておらず、契約者ニーズに十分応えることが出来ていない状況にある。	
保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険種立人に対し、自己又は密接な関係有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を縮小することは困難である。		20300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	5035	50350005	11	東京海上火災保険株式会社	5	生命保険特定契約規制の範囲縮小	特定関係法人の範囲を縮小していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた企業（特定者）を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができず、実質的には企業代理店が特定契約者となり、募集チャネルの多様化に資することが制限されている状況にある。また、企業代理店・保険会社の管理ロードが削減され効率化を図ることが出来る。	本規制により、法人代理店が関連企業（特定者）を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができず、実質的には企業代理店が特定契約者となり、募集チャネルの多様化に資することが制限されている状況にある。また、企業代理店・保険会社の管理ロードが削減され効率化を図ることが出来る。そのため、当該募集代理店が現に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して対価を支払われないという不合理的が生じている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう措置及び管理等の措置を講じる必要がある。	C		自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を縮小することは困難である。		20300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	5037	50370002	11	三井住友海上火災保険株式会社	2	生命保険特定契約規制の範囲縮小	（要望） 「特定関係法人の範囲」を縮小する。	企業代理店が取り扱うことのできる企業契約の範囲が広がり、募集チャネルの多様化に資する。また企業代理店・保険会社の管理ロードが削減される。	（理由） ・経済的に一体である法人の契約を取り扱って手数料を受けることは保険料の割戻しに相当することが規制の根拠とされているが、特約契約の範囲が広すぎて、企業代理店が企業契約を取り扱うことが過度に制限されている。 ・特定契約の場合も、当該代理店が実際に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して全く対価を支払えないことは過剰な規制である。 （現状） 法人代理店が、関連企業（特定者）を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができない。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	b		商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		20300065	金融庁	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5038	50380001	11	社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2を超えたる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となつているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にして機動的に選り運用できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の途が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は、「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果」（平成16年5月内閣府公表）において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。		20300133	金融庁	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	41	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入れ比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の軽微化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入れ比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。		20300133	金融庁	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	41	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入れ比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の軽微化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入れ比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組入れ比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		20300134	金融庁	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	51	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一体的に資金をリザーブすることは当然起こり得ることであり、預金が別途に計られる特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入比率を規制するのは合理性のない規制である。一体的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の全庫に保管することも可能であることとなる。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組入れ比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		20300134	金融庁	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	51	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一体的に資金をリザーブすることは当然起こり得ることであり、預金が別途に計られる特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入比率を規制するのは合理性のない規制である。一体的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の全庫に保管することも可能であることとなる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの限、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		20300066	金融庁	クーリング・オフ制度の撤廃	5038	50380003	11	社団法人日本商品投資販売業協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法」第19条（書面による解除）は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられていないため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会喪失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそく要因にも繋がりかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補充する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補充し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者の法的安定性が図られているものと考ええる。	
商品投資に係る事業の規制に関する法第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの限、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		20300066	金融庁	クーリング・オフ制度の撤廃	5039	50390054	31	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に ・投資顧問の起用・バックオフィス業務の ・職業化・商品ファンドの運用コストの軽減 ・投資家への多様な商品の提供・映画 ・ファンドの振興を通じた映画制作・配給 ・興行業界の活性化	商品ファンド事業の実態においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払戻と投資家が継続的に断る機会が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは所収に存在する。一方、クーリングオフ制度も活用した資金払戻後の契約解除は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの機能を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するから、投資資金に即効的クーリングオフを適用すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしうる時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		20300066	金融庁	クーリング・オフ制度の撤廃	5040	50400024	31	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド事業の実務においては、買付請求、申し込み、契約締結、資金の払戻と投資家が能動的に判断する場面が多く、契約締結後、投資を訂やめるケースは稀に存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払戻後の契約期間は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも原則クーリングオフを適用すべきである。	
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまで借入先については緩和を図ってきた。資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		20300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5039	50390007	11	社団法人 リース事業協会	1	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	・本事項については、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「資金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る（平成16年度中に検討・結論）」とされた。・緊急に、SPCの借入先について資金業規制法に基づく資金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資家保護措置と同様の保護を与える根拠はない、むしろ資金業者にとっては事業機会が拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行う。平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいはお蔵入りするという考え方を採るべきではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまでも借入先については緩和を図ってきている。 資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		20300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5040	5040002	11	オリックス	22	特定目的会社の借入先制限の緩和	SPCの借入先について資金業規制法に基づく資金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ資金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは時勢が変わることで生まれることもあり、相場場におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を採るべきではないと思われる。	
資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまでも借入先については緩和を図ってきている。 資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		20300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5078	5078002	11	(社)日本経済団体連合会	32	特定目的会社の借入先制限の緩和	特定目的会社の借入先に、資金業者を追加すべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、「資金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る」とあり、検討・結論の時期が平成16年度とされている。調査を速やかに実施するとともに、平成16年度の早期に結論を出すべきである。	特定目的会社への貸付を資金業者に拡大することにより、資金業者の事業機会を拡大し、特定目的会社の資金調達の手続きを簡便化することができる。	特定目的会社の借入先は、「銀行」および「適格機関投資家」に制限されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	C	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		20300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5039	5039004	11	社団法人 リース事業協会	4	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が保護家保護にあるのであれば、貸金業特許法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要請に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成29年「ソノク」に関する懇話会、報告書 5(2)「ソノク」の強化には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法による「ソノク」や公正取引ルールによるが基本」としてあり、さらに「社債発行ソノク」に対する「ソノク」の義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきであるが、…省略…当面、暫定的に、貸金業特許法等の他法令で手当てするものでよいのではないかと、この趣意があった。」と「当面、暫定的」とも記されている。上記掲載資料の回答は、報告書の内容に反するものであり、適切な回答である。すでに施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	C	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		20300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5040	5040005	11	オリックス	5	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が保護家保護にあるのであれば、貸金業特許法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要請に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成29年「ソノク」に関する懇話会、報告書 5(2)「ソノク」の強化には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法による「ソノク」や公正取引ルールによるが基本」としてあり、さらに「社債発行ソノク」に対する「ソノク」の義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきであるが、…省略…当面、暫定的に、貸金業特許法等の他法令で手当てするものでよいのではないかと、この趣意があった。」と「当面、暫定的」とも記されている。上記掲載資料の回答は、報告書の内容に反するものであり、適切な回答である。すでに施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
出資法1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」として、また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c		第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考えられる。 また、預金の受入れが、脱法行為を修正し取り戻す必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		20300069	金融庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5039	50390005	11	社団法人 リース事業協会	5	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<※1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取引をどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるの、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい（現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある。）	例えは、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について業者が保証する。・エスクロス事業（第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの）<※2>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないが、金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合は、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように示し、誤解をさせるといふ限りではあり得る。また、誤解をさせるという危険が多分にあるべきであらう。また、誤解をさせるという危険が多分にあるという点、決して軽しい話ではないのであって、おかしな、これを全面的に禁止し、後に被害が発生しない場合でも3年以下の懲役という重罰の対象となつて、これは、果たして制度として妥当であるといえるのがあるのか。・一般大衆の被害・損害という点、誤解を醸成しよって起こっているものであり、問題の拡大を防いでいる。また、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が実現されず、被害が生じていることにより、この点に重点を置いた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。前号あり、形形式主義の観点から妥当性には疑問がある。・3条・法務省は、「その趣旨が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものというこの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合は、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に醸成しよって起こっている問題である。・4条・前時代の脱法法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい影響を及ぼしている。・「金融サービス法等の金融関係法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に阻害するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をししていくことが必要である。	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前提的処罰と認められ、これは不当表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を撤廃法の特級から切離して整備し、罰則強化、罰則管轄とするは検討できないか。相手方の属性（個人か法人）の観点も必要と思われる。<※2>エスクロス事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとする際の重大な障害となる。<※3>例えは、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金や、継続取引業者間の取引保証金などどう解釈されるのか。
商法296条 社債等の振替に関する法第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。 ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考える。		20300070	金融庁	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	5039	50390006	11	社団法人 リース事業協会	6	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、高品位性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきていないが、そもそも他の議決手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の見直しの要否は、その資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「現段階で3か年計画（再改定）」（平成19年3月28日閣議決定）において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきていないが、そもそも他の議決手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の見直しの要否は、その資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「現段階で3か年計画（再改定）」（平成19年3月28日閣議決定）において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商法第296条 社債等の振替に関する法第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。 ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考える。		20300070	金融庁	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	5040	5040005	11	オリックス	25	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における商法266条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の発行手続の見直し」の要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「財務収支改善3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい。」と説明している。見直しの方向で検討がなされることを要望する。	
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	(措置の概要参照)	いけゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		20300071	金融庁	貸金業法の抜本的見直し	5039	5039008	11	社団法人 リース事業協会	8	貸金業法の抜本的見直し	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	





該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信託法第1条 資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。 自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」とし、「他人をして」財産の管理、処分を任せる行為であると定義している。 資産の流動化に関する法律第31条において、信託を利用した流動化の制度について定めている。	c		信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っている予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。 信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとされていいため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。		z0300073	金融庁	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5040	5040009	11	オリックス	9	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く規制上も優越性が確保できるピープルとSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して金融庁及び法務省から「SPC法の特種持分信託に関して、信託法58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。更なる信託スキームの活用を目指す商事（営業）信託関係法制の見直しを行う。資産流動化に際しての信託宣言の許容に際して検討し結論を得る。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		
投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条	有限責任組合については、中小企業等有限責任組合法の改正により、中小企業、未公開企業要件等の撤廃等を行い投資対象範囲を拡大している。 有限責任組合の出資を証券取引法上の有価証券とみなす等の改正を行ったところであり（本年12月施行予定）、投資家保護に留意しつつ、その範囲の拡大を図ってきたところ。	c		有限責任組合については、中小企業等有限責任組合法の改正により、中小企業、未公開企業要件等の撤廃等を行い投資対象範囲を拡大したことに加え、本年6月に成立した証券取引法の一部改正法により、組合員数要件等の撤廃を図るとともに、投資事業有限責任組合の出資を証券取引法上の有価証券とみなす等の改正を行ったところであり（本年12月施行予定）、投資家保護に留意しつつ、その範囲の拡大を図ってきたところ。		z0300074	金融庁	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5039	5039001	11	社団法人 リース業協会	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ピープルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けず、純粋なピープル法とするべき。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く規制上も優越性が確保できるピープルと一般的な投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、SPCが使われることが多い。（特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルの場合には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要はあるなど使い勝手が悪くなってしまっている。）	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して経済産業省から「より一般的な投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、SPCが使われることが多い。（特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガルの場合には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要はあるなど使い勝手が悪くなってしまっている。）	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な犯罪と思われる。これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を撤廃法の特組みから分離して整備し、罰則強化、警備官職とすることは検討できないか。相手方の属性（個人/プロか）の観点も必要と思われる。<＊2> エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うおとす際の重大な留意となる。<＊3> 例えば、不動産会社が買取り業者で持てる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。また、平成16年度中には、適格機関投資家に係る届出期間を原稿の年1回（7月）から年2回（7月及び1月）とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行う予定。	c	-	証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者等に義務づけ、投資家はその情報を元に自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図らうとするものであり、こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国での現状を踏まえ、平成15年4月1日に適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は措置困難。		20300076	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5039	50390012	11	社団法人 リース事業協会	12	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている（過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた）。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても買力に一定の制限（例：1億円以上）をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、買力とその意欲ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものと考えられる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。	
同上	同上	c	-	同上		20300076	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5040	50400011	11	オリックス	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている（過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた）。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても買力に一定の制限（例：1億円以上）をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、買力とその意欲ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものと考えられる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現行の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も 信託業法による免許取得、銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する。現在、信託業営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において国会中審査案件とされた。）		20300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	5039	50390013	11	社団法人 リース事業協会	13	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を抜擢法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、罰則を軽減することは検討できないか。相手方の属性（個人か法人か）の観点も必要と思われる。<＊2> エスクロー事業が出資法2条に抵触するののか判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うとするとする際の重大な障害となる。<＊3> 例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、賃貸取業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現行の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も 信託業法による免許取得、銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する。現在、信託業営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において国会中審査案件とされた。）		20300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	5040	50400012	11	オリックス	12	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
証券取引法第2条第1項、同第2項	現行、証券取引法上の「有価証券」は、第2条第1項、同第2項で掲げられたものとなっている。	b		昨年末にとりまとめられた金融審議会報告書「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、当面の対応として、これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや、新たに登場するであろう投資サービスにつき、証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討するとともに、また、中期的な対応として、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて、中期的課題として検討を継続していくとの提言をいただいたところであり、かかる信託受益権についての取扱いも含め、証券取引法上の「有価証券」のあり方について検討する。		20300077	金融庁	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	5039	50390017	11	社団法人 リース事業協会	17	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	信託受益権が有価証券となるよう、信託法に所要の規定を明記するとともに、証券取引法上の有価証券とすること。については、現行の限定列挙主義を改め幅広い概念規定を導入すること。	信託受益権発行企業にとって、資金調達コストの軽減が図れる。	信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化される。	
	売却債権担保保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	d	-			20300078	金融庁	国・地方自治体向け金融債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金融債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	要望事項にある私募債を前提としたメディアム・チーム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はない。	e		要望事項にある私募債を前提としたメディアム・チーム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はないが、仮に新たな制度を創設するとなると具体的にどのような制度を想定しているのかを提示していただきたい。		20300079	金融庁	私募債での社債発行枠制度の創設	5039	50390023	11	社団法人 リース事業協会	23	私募債での社債発行枠制度の創設	私募債を前提としたメディアム・チーム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠制度の創設あるいは制限の緩和を要望する。	・発行枠更新の契約書類を日本語で作成できれば事務負担が大幅に軽減される。 ・元利金の送金手続が日本国内で完結すれば、事務負担、事務手数料が大幅に削減される。	国内市場では、メディアム・チーム・ノートのように枠を設定して機動的な社債発行を行う場合には証券取引法第23条における発行登録制度が規定されているが、有価証券報告書の継続開示要件、複数格付の取得要件等公募債を前提とした制度のため、開示の負担が大きいこと。	
保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c		自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		20300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5039	50390024	11	社団法人 リース事業協会	24	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険料の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。	生命保険の自己契約、特定契約について、金融庁事務ガイドラインは、「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することの合理性はあるものの、実際には生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的とし募集に関しても一律的に禁止することが規定され、規制範囲を拡大して運用がなされている。昨年、同要望に対して金融庁から「自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。」との回答が示された。「実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないように」との規制の趣旨は理解できるが、現状は、生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的とし募集に関しても一律的に禁止することが規定され、過剰な規制手段がとられている。過剰な規制手段を見直すような事務ガイドラインの改正が望まれる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係者を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C		自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		20300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5040	5040015	11	オリックス	15	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的とし、限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集」の判断基準を示すことを要望する。	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的とし、限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集」の判断基準を示すことを要望する。	法人代理店の自己契約に関し、損害保険では保険業法第295条第2項により全体保険料の50%を超えない範囲の取扱いが明文で認められていることに加え、同条が同第300条第1項第5号の他に設置されていることから、50%以内の自己契約についての手数料支払は認められるものと解される。特定契約に関しても、損害保険では事務ガイドライン3-1-2(1)で同様の記載があり、全体保険料の50%を超えない範囲で当該代理店の取扱いが認められ、手数料の支払が行なわれている。これと対して生命保険の自己契約・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-(3)の口で「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することに合理性はあるものの、法令等の規制の趣旨を踏まえ設けられたとする生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインは、保険料の割引、割戻しを目的とし募集も一律的に禁止し、規制範囲を拡大して運用がなされている。これにより、生命保険の自己契約・特定契約に関し、法令等の根拠もなく、明文の規定を持つ損害保険よりも著しく厳しい運用となっており、結果として手数料の支払が行なわれないという不合理が生じている。	
東証・連時開示規則附則(3) 東証・会社情報適時ガイドブック	東証が作成している会社情報開示時間ガイドブックにおいて、「決算短信」は、連結経営成績、連結財務状態、連結キャッシュ・フローの状況、連結業績予想等をハイライト情報として一枚紙に記載し、「添付資料」として、注記情報を記載した連結財務諸表等の資料を添付することとしている。	e	0	決算短信添付資料は、当局の法令等で定めているものではなく、報道機関や投資家の要請をベースに各証券取引所が独自にルール化しているものであり、そのルールの見直しについては、各証券取引所が報道機関等を含めた関係者と協議して決定すべきものである。		20300081	金融庁	決算短信について	5039	5039048	11	社団法人 リース事業協会	48	決算短信について	有価証券報告書で開示が義務付けられている情報の注記情報については、決算短信において省略することができることとする。	コンパクトな情報となり、利用者側にとって利用しやすくなる。迅速な開示が可能となる。事務コストの軽減に資する。	公開会社においては、膨大な量の決算短信及び有価証券報告書の作成が義務付けられており、迅速な開示が求められている中、多大な事務負担となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	C	-	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に關しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明（賃貸状況等）がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。		20300082	金融庁	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	5039	50390092	11	社団法人 リース事業協会	52	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約説明義務に關して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	C	-	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前にその内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に關しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明（賃貸状況等）がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。		20300082	金融庁	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	5040	50400021	11	オリックス	21	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の徹底	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約説明義務に關して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	C	-	契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは皆々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日施行））		20300084	金融庁	契約成立時交付書面の全面撤廃	5039	50390054	21	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見解（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度提出させることは、投資家にとっての負担を軽減するだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	
商品投資に係る事業の規制に関する法第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	C	-	契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは皆々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日施行））		20300084	金融庁	契約成立時交付書面の全面撤廃	5040	50400024	21	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見解（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度提出させることは、投資家にとっての負担を軽減するだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
証券取引法第4条第5項及び第23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣府に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用資格要件（継続開示要件及び周知要件）を満たさなければならないとされている。	C		発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社（利用資格要件を満たす会社）についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は、例えば当該会社の親会社が連結ベースでの企業情報を開示していても、当該会社の個別の企業情報は開示されず、「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられない。このような会社について発行登録制度の利用を認めることとした場合、投資家は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。		20300085	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5039	5039005	11	社団法人 リース業協会	55	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。		短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の発行者が開示されるが、CPは日付の発行が行われるため、届出書方式で対応することには限りなく、発行登録方式で対応するを希望し、一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券情報開示義務が課せられるため、発行登録を行っていない発行の親会社がP事業に上乗せできない、日付発行のCPの高換率性、連結ベースでの決算・企業情報開示、受入先等の企業情報開示からの金融庁手続への発行の取れを要する、企業グループの金策子会社による公募を可能とするような措置を講じた上で、発行、開示に付して金策子会社「投資家の情報は発行会社に開示するもの」として、投資家の情報開示を行うことは、発行会社自身の企業情報開示義務である。発行会社の親会社が保証する場合は、P事業に上乗せできない、投資家は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行い、不当の損害を受ける可能性があり、投資者保護に問題である。なお、当該発行会社が保証する場合は、保証書を出さずして保証書の発行は、また、その保証書に開示義務を課せられなければならない、開示要件を満たさずして発行の取扱いを認めること不可、Pと開示を行わない、開示の義務を課せ、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、発行会社が連結ベースでの決算・企業情報開示する場合は、発行会社の親会社の情報（個別企業情報開示の取、取、取、取、取）の開示を行うべきことと規定する。
出資法1条 2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全部若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに表示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 債権、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	C		第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不当の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考えられる。 また、預金の受入れが1の脱法行為を厳正に取り締める必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		20300086	金融庁	詐欺的金融犯法の取締制度の抜本的整備	5040	5040006	11	オリックス	6	詐欺的金融犯法の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯法の取締制度を改めて整備すべきである。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるため、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい（現在では、いわゆる出資法の一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するよう法律は、その立法論的妥当性につき再検討が必要がある。）。	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロ事業（二当事者の取引のクロージングに当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの） ・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではない。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不当の損害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不当の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように明示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというの、決して難しい話ではないのであって、おかしし、これを全面的に禁止し、後に被害が発生しない場合でも3年以下の懲役という重く刑罰の対象となるというの、果たして制度として妥当であるといえるのだろうか。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。形面があり、果して実質主義の観点から金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい（現在では、いわゆる出資法の一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するよう法律は、その立法論的妥当性につき再検討が必要である。）。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
同上	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の金額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 債権、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同等の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考えられる。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締める必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		e0300087	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5040	50400028	11	オリックス	26	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの高品質性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の遅れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。昨年、同要望に対して金融庁から「投資者の権利は発行会社に対して生ずるものであり、投資者が債権者であるためには、発行会社自身の企業情報等が重要である。発行会社が親会社に開示する連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発行会社開示の情報は（個別企業の財務情報のほか、買力、返済能力、デフォルトの可能性等を含み）、開示されなければならない。投資者は発行会社の企業情報等を考慮し、また本投資銀行を開行し、不測の損害を生ずる可能性があり、投資者保護上問題である。なお、当該発行会社が有価証券報告書を出さずれば有価証券の発行は可能。また、その有価証券報告書も1年以内に継続して提出し、用途の制限も満たして行けば発行登録制度を利用することも可能。」との回答が示された。回答の趣旨を踏まえ、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の財務情報（個別企業の財務情報のほか、買力、返済能力、デフォルトの可能性等を含み、）を開示することは義務付けられないことも要望する。	
社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている（社債法第66条第1項）。 短期社債については、社債申込証は不要である（商法第302条）	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる見直し等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		e0300088	金融庁	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	5040	50400039	11	オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	社債法における「短期社債」の要件見直し 「社債法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられる」として挙げられている。 【要望内容】 上記要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行時、民法により社債申込証の発行が必要とされているが、民法において「契約により社債の総額が引受けられる」と規定されている。短期社債の額面額を担保するため（申込書の内容を不実とするため）、民法の範囲で（民法における）総額引受、も短期社債の額面額としたものと考えられるが、実務において円滑な発行を行う必要と認められるため当該要件の削除を希望するものである。  短期社債の「募集」という語義上の厳格な「総額引受」要件の厳格性 発行登録制度において、証券法の条の第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば募集必要とされる「債権者」の提出が不要とされている。一方社債法において短期社債は「総額引受」が定められているが、この「総額引受」は一般には「募集」とは異なる概念と見られる。これによる問題は、ダイレクトCPも発行登録の募集（公募）を行おうとする場合に起こる。  総額引受と総額引受の両方の概念が規定されている「短期社債の募集」の発行時は、発行が本人であるディーラー・投資信託に限り募集の発行を認めることとし、両者の両方による総額引受による発行は認めない。かつ発行主体による短期社債の発行があるという前提とされているため、発行時に限らず、ディーラー・投資信託に限り総額引受の発行を認める必要がある。ディーラー・投資信託に限り総額引受の発行を認めることは、一般の公募における引受人（アンダーライター）が存在しないため、「発行登録」を規定したうえで投資者の募集を行うことは事実上不可能である（ディーラーが総額引受の発行を行うにはこの問題は生じない）。一方、「総額引受」にはこの問題は、発生していた募集に募集金額が高くないケースで発生するが、それは発行体のリスクであり、発行がそのリスクを委託して募集を行うのであれば総額引受は認めないものと思われる。一律の条件で投資者への募集を行えず、個別投資信託に条件を設定して発行（引受）を行うという発注は効率的であり、公募発行の活用を促さない。これは大きな需要であり早急に対応が必要と考える。  発行しなくても「総額引受」でないという理由で社債法上の「短期社債」を見直しなくとも、募集登録制度の厳格な要件の厳格化	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
銀行法第16条の3、 独占禁止法第11条	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数）を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。	C		銀行等による不動産業、製造業等の一般事業会社の株式の取得、所有については、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するために、その上限を設けているところであり、これを撤廃することは、銀行の健全性確保が阻害となることから、措置困難である。		20300089	金融庁	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440001	11	慶應義塾大学ビジネススクール ルポ実証研究室	1	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃（無制限）。英米型がハイブリッド型がハイブリッド型を模倣するのではなく、日本企業に最適なコーポレートガバナンスを育成するため、機関投資家たる銀行の資本家機能（ガバナンス）の強化することにより、銀行のファイナンスの供給機能を強化する。		資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の蓄積が懸念であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対価に海外株式が含ませられる時期がまじかに迫ってきており、米ドル下落の可能性が高まっている現在、日本企業の株式の保有者の中心が米英米資本の比率が高まること予想され、日本企業のガバナンス構造が海外資本家に支配される事が考えられる。一方米国内資本主義の問題は、IT産業など投資回収が容易な産業育成はともかくも、製造業への資本投下が減少する可能性もあり、産業政策上、製造業を活性化が可能な資金源が不可欠で、その仕組みを構築することは日本経済の課題にとって最大の課題である。その観点から、日本経済の強みを維持するためにも、M&Aによる買収を回避するためにも、日本企業の資本の安定化が求められる。事業支配力の集中等の問題があるにせよ、資金余剰の金融機関に資本増強の役割を期待したい。	ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。
		e		銀行法第16条の3の銀行等による株式の取得等の制限に規定する議決権については、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権は除かれている。		20300089	金融庁	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440002	11	慶應義塾大学ビジネススクール ルポ実証研究室	2	種類株の活用促進	現在ファクトフィングクラブによる優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大		金融機関による大規模なリスクマネーの供給を可能とするには、株主権の切り分けによって既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊張感を担保する種類株式の活用が有効と考えられるため。	要望1の補充として検討

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
保険業法第4条、第5条、第66条	免許申請書の添付書類として普通保険約款が必要とされている。なお、商品審査手続きとして、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・コースは導入されていない。	C	-	保険契約者が個人の場合など、保険についての専門的な知識を必ずしも持ち合わせていないケースもあることから、普通保険約款の内容について検討することは契約者保護の観点から必要であり、免許申請の添付書類から同約款を削除することは困難である。なお、ファイル・アンド・コースについては、海外でもファイルした約款等の有効性が不安定になるなどの問題があり、見直しの動きがあること等に留意が必要である。		z0300090	金融庁	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	5044	5040003	11	慶應義塾大学ビジネススクール ルブリック研究室	3	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	保険事業免許申請にあたって普通保険約款の添付が求められているが、この規制を緩和、当然、消費者保護の観点から、適性原則の制定、オンブズマン制度の創設、販売差止ルール、等の新たな規制の設定も併せて検討すべき。		国際的に金融商品が多様化している。わが国の保険商品においても保険会社の競争力向上と、幅広い金融サービスを提供する機能を強化する観点から要望する。保険商品も金融商品としての位置付けのなかで、更なるイノベーションを促進するには、英国、EU、米国の一部の州で実施されている商品自由化（ファイル&コース）に則した競争環境を国内保険事業社にも提供すべきである。新たな商品開発競争によって、国民が保険事業からうべき便益の拡張を促進することが、好ましい保険会社の競争軸である。	
証券取引法第2条	証券取引法において、募集行為自体は、証券業に該当しない。したがって、銀行が一般顧客に対して自社の増資の勧誘を行うことは可能である。	d		現行制度で対応可能		z0300092	金融庁	銀行の自任株相対取引解禁（個人株主増強による銀行の資本増強）	5044	5040005	11	慶應義塾大学ビジネススクール ルブリック研究室	5	銀行の自任株相対取引解禁（個人株主増強による銀行の資本増強）	証券会社経由の代理業ではなく、銀行が自任株を相対で一般顧客に増資申込及び取引が出来るように規制を緩和する		B I S 規制開放で、公的資金注入など政府関与は銀行の自己改革を阻害する恐れがあると指摘されているが、銀行窓口で優先株を一般に売り出すことで、銀行は個人株主増強による資本増強が可能となる	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を添付なく交付しなければならない。	b	措置の概要	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。  措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		20300093	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5078	50780028	11	(社)日本経済団体連合会	28	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。 なお、「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの再回答について。」（平成16年1月29日総合規制改革会議）においては、「いわゆる『ヤミ金融問題』を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年後を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている」とあり、「措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定」とされているが、「事業活動のIT化に係る規制の現状と課題」（平成14年12月9日IT戦略本部資料）においては、「実態調査を踏まえ、電子化の実現可能性について、平成15年度中に検討を行う」とされていたところであり、速やかに検討を行い、電子化を認めるべきである。	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。
保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転をするときには、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画においては、「保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合には、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。」とされているところであり、引き続き検討を行う。		20300094	金融庁	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	5078	50780036	11	(社)日本経済団体連合会	36	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	包括移転を契約に対応する責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合（例えば2分の1以内）は、保険契約の包括移転に要する移転先会社の決議を不要とすべきである。 簡易な合併手続きが認められていない相互会社について簡易な契約移転が認められないとしても、少なくとも株式会社については、簡易な手続きを認めるべきである。	責任準備金等の額が移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合には、保険契約の移転先会社における保護措置を不要としても、株主保護が著しく損なわれることはないと考えられる。	保険契約を包括移転するには、移転会社及び移転先会社において、株主総会または社員総会（総代会を設けている場合には総代会）の決議を必要とする。一方、商法に定められる簡易合併（商法第413条の3）の手続きにおいては、合併時の新株発行数が存続会社の株式総数の20分の1以内であり、消滅会社の合併交付金が存続会社の純資産額の50分の1以内である場合は、株主総会の決議が不要とされている。 この規定により、存続会社が株式会社である場合には、保険会社の合併に伴う保険契約の承継についても、株主総会決議が不要となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第276条、第277条、第278条	損害保険代理店については、保険契約者の保護の観点や、登録拒否要件に該当するか否かの確認を行う必要があることから、登録を受けることを必要としている。	b	-	保険契約者の利便の向上の観点から、法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを実施している。		20300095	金融庁	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	5078	50780040	11	(社)日本経済団体連合会	40	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	代理店業務を承継する法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める。 例えば、やむを得ず被承継代理店の業務廃止日と承継代理店の登録日が異なる場合には、新設、合併等の予定日の一定期間前に予備登録を認め、新たな法人の発足と同時に代理店登録を発効させる、などの手続きを導入すべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（2004年3月19日）においては、平成16年移行に検討とされている。結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始し、結論を得るべきである。	合併、分割などの企業再編に際し、代理店として登録されている法人が変更される場合においても、保険募集が継続して行われることが望ましい。代理店の予備登録が可能となれば、効率的に代理店業務を移行することができ、契約者サービスに空白・混乱が生じず、また円滑な企業再編に資する。	損害保険代理店業務の登録の申請は、会社設立後でなければ行うことができない。このため、法人代理店が、新設又は合併会社に移管される場合、また、代理店部門が新設分割された会社に転移する場合など、現に代理店として登録されている法人から代理店登録していない別の法人に代理店業務を承継するにあたり、代理店業務申請が完了するまでの間に、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、保険の募集ができない空白期間が生じ、消費者対応上、問題となる。	
保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、従属業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるもの）を行うときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行うとすべきの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるものと認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うとすべきの認可を不要とすることは困難である。 なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行うとすべきの認可について、協調融資の特性を踏まえた認可手続（契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする）としたところであり（平成16年6月事務ガイドライン改正）、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。		20300096	金融庁	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	5078	50780041	11	(社)日本経済団体連合会	41	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可を不要とすべきである。 検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。	保険会社が、保険会社の業務として既に認められている業務・事務について業務代理等を行うとする際には、改めて審査する必要性はないと考えられる。 また、銀行については、付随業務としてその他金融業を行う者の業務代理等を行う際に、認可が必要とされていない。	保険会社が「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行う場合には、金融庁の認可が必要とされている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律 第5条ノ3 同法施行規則 第10条 貸付信託法 第3条 第6条 商法	定型的信託契約について信託約款を変更するときや貸付信託に係る信託契約を締結し又は信託約款を変更しようとするときは、委託者・受益者に異議申立ての機会を与えるために法令に基づき所定の事項を日刊新聞紙に公告しなければならない。	b		信託に係る公告の方法については、今後の商法改正により一般株式会社等に対して新たに電子公告を導入される予定であることを踏まえ、貸付信託の募集に係る公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		20300097	金融庁	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用	5078	50780042	11	(社)日本経済団体連合会	42	電磁的方法による信託業務に係る公告における「調査機関」の活用	信託業務に係る公告を電磁的方法を用いて行う際に、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用できるような認めらるべきである。		電磁的方法による公告については、公告内容の情報は公告ホームページのサーバーに蓄積されているので、サーバーの管理者において事後の改訂が容易であるとともに、公告ホームページへの掲載が終了してしまえば、公告内容自体が消滅してしまうこととなる。このため、官報・日刊紙と比較すると、紛争が生じた際に、公告の事実や内容の立証が困難であるという問題がある。したがって、調査機関により公告が適正に行われたことを証明することは、事後の紛争を予防するという観点から重要である。	信託銀行が行う定型的信託契約に係る約款変更時の公告、貸付信託の契約締結時の公告について、電磁的方法による公告が認められていない。これらの公告について、規制改革推進3か年計画（再改定）において、15年度に電磁的方法の利用を検討し、結論を得ることとされている。
投資信託及び投資法人に関する法律 第33条、第58条、第59条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c		投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当届への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者（代理人を含む）が行うことが必要である。 なお、販売会社が外国投資信託等の日本における代理人となり、当届への届出等を行うことは可能と考えられる。		20300098	金融庁	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	5078	50780043	11	(社)日本経済団体連合会	43	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	「外国投信証券」、「外国投信証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務、「運用報告書」の交付義務が課せられている。 外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売業者に販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。 左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事務把握も可能である。 投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
資産の流動化に関する法律第3条第3項第3号、同施行規則第7条、	特定目的会社が開発により特定資産を取得する場合は、業務開始届出書の添付書類の一つとして当該開発に係る契約書として請負契約書の提出が業務上求められる。	c		開発型流動化案件の場合も、開発工事の結果、SPCが取得することになる資産（建物等）の権利・義務関係、仕様等について確定して、それが確実にSPCに取得されることが確保されていることが、投資家保護の観点から必要であり、これを証憑する書類として「工事請負契約」の提出を求めているところ。 一般に、プロジェクトマネジメント契約の証書と呼ばれる書面は、当該プロジェクトの概要を大枠で契約したものにすぎず、「工事請負契約」の代用として法施行規則第7条1項2号の「開発により特定資産を取得する場合は、当該開発にかかる契約またはその予約」と認められることは、投資家の保護に欠け、適当でない。		20300099	金融庁	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	5078	50780044	11	(社)日本経済団体連合会	44	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	土地の開発を推進しつつ流動化を図る、いわゆる「開発型流動化」案件において、特定目的会社（SPC）が業務開始時に提出する「業務開始届出書」に添付すべきものとして定められている。当該開発工事に係る「請負契約書」について、当事者間の合意を示す「プロジェクト契約書」や請負契約締結に至る手続を業務開始届出書に記載すること等をもって、「請負契約書」の代用とすることを認めるべきである。		開発請負契約は、請負業者が工事代金の回収不能リスクを回避できるように、銀行・SPC間のローン契約等、他の関連契約の締結を全て終了した後、請負業者・SPC間で締結されるのが通常の実務である。したがって、SPCの業務開始時に、請負契約が締結済みであることは、稀である。 このため、現状では、ローン契約が未決定でSPCの財務内容が不透明な中で、SPCは請負業者に請負契約の締結のお断りさせざるを得ず、その交渉・折衝に多大の労力を要しているほか、業務開始も後戻りしに及びがちである。 「業務開始届出書」提出後の流動化対象資産の確実な取得という「請負契約書」添付の趣旨は、左記の代用が認められても、実質的に担保されている。 また、代用が認められることにより、「開発型流動化」事業の活性化を通して、土地の有効利用が促進されることが期待できる。	
投資信託及び投資法人に関する法律第58条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c	-	投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当届への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者（代理人を含む）が行うことが必要である。		20300100	金融庁	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	5084	50840002	11	社団法人 信託協会	2	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	・主として不動産に投資を行う海外REIT（米国REIT、欧州プロフィートラスト等は、「投資信託及び投資法人に関する法律」における外国投資信託あるいは外国投資証券に該当するものとされている。 なお、外国投資信託及び外国投資証券については、発行者等による内閣総理大臣への届出がない場合、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次ぎ等を行うことができないこととなっている。ここで、海外REITについては、当該届出がなされていないものも一般的であることから、国内の証券会社は取扱いができない。 ・例えば、海外REITで発行者による届出がないものでも、売買の発注者が適格機関投資家である場合、海外の市場に上場されている等の一定の基準を満たすものである場合、あるいは設定された国の法令に基づき承認等を取得している場合等については、国内証券会社による取扱いを可能とする手当てを要望するもの、	・海外REITは、外国株式の主要インデックスに一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとするバッシュ型信託財産（特に年金資産）運用において、組み入れが必要となっている。 ・ここにおいて、国内の証券会社が海外REITの取扱いをできないことは、国内証券会社を通じた売買の発注ができず、やむなく海外の現地の証券会社に直接発注せざるを得ないこととなり、手間・コストが増えるとともに、効率的な資産運用を阻害する要因になっており、結果、投資家の利益を害するものとなっている。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c	-	認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自ら受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。		20300101	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その1）	5084	50840003	11	社団法人 信託協会	3	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者非指図型投資信託及び投資法人より投資信託財産の運用の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。</li> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。</li> <li>なお、証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、異なる規制はない。</li> <li>また、会社型投資信託において、証券を募集する投資信託事業者は、投資法人の資産の運用と当該投資法人の資産の保護をあわせて受託することができる。</li> <li>したがって、制度間の規制に論理的整合性がなく、上記の規制には理屈がないことが明らかであることから、早期の撤廃を要望するもの。</li> <li>仮に、「主として有価証券」に運用することに投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会途中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務（第2条第1項）、善意義務（同条第2項）、分別管理義務（同条第3項）が課せられるとともに、自己取引における行為規制（第29条第2項及び第3項）等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、「認可投資顧問業者」として、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有する者である。当該規制の撤廃により、かかる知識・経験が存分に発揮され、運用期間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスを提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</li> <li>また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</li> </ul>		
投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専業義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を可能とすることは困難。		20300102	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その2）	5084	50840004	11	社団法人 信託協会	4	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。</li> <li>かかる規制の撤廃を要望するもの。</li> <li>委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規制に服するものであり、諸規制を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。</li> <li>仮に、「主として有価証券」に投資する委託者非指図型投資信託に投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会途中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務（第2条第1項）、善意義務（同条第2項）、分別管理義務（同条第3項）が課せられるとともに、自己取引における行為規制（第29条第2項及び第3項）等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。</li> <li>また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、入口での規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなにもものでないことから、早期の撤廃を要望するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有している。当該規制の撤廃により、かかる知識・経験が存分に発揮され、運用期間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。</li> <li>また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。</li> </ul>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
投資顧問業法施行規則第29条の2第4項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があり、包括的な同意は認められていない。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の証券会社を介さずに行う売買取引については他方の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されることを踏まえれば、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があると考える。		20300103	金融庁	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	5084	50840005	11	社団法人 信託協会	5	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。」</li> <li>ここで、必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とするよう要望するもの。</li> <li>特に、恣意的数量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、バッシュ・ファンド、モザレ・ドリブン・ファンドにのみ、「包括的な同意」で可能となるようにして頂きたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となることから、「包括的な同意」でも可能とするものを、</li> <li>なお、米国のE R I S A法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後することから、柔軟な対応を求めるもの。</li> </ul>	
信用金庫法上に定めがない。	普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債（劣後債を含む。）の発行が認められているが、信用金庫においては、業法に規定がなく、発行することができない。	b		協同組織金融機関は会員からの自己資本調達を原則であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要がある。		20300104	金融庁	劣後債の発行	5139	51390001	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	劣後債の発行	自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流動性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。		信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類がある。現行のB I S規制のみならず、2006年末から適用を予定している新B I S規制においては、リスクバッファメントとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策が柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第16条、第17条、第21条	会員の脱退（自由脱退）に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分（会員等への譲渡）しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。 〔注〕金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成16年1月1日施行）においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。		20300105	金融庁	普通出資の消却	5139	5139002	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	普通出資の消却	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。		信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその他、資本が充実し剰余金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する（消却）ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上も取りうる選択策である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	
信用金庫法第57条	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細企業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		20300106	金融庁	出資による配当の導入	5139	5139003	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	出資による配当の導入	総(代)会の決議で出資による配当が可能とする。		信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(大蔵省告示第62号 平成5.3.31) 第四条	補充的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分母の0.625(パーセント)を限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625(パーセント)とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引上げることは困難。		20300107	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	5139	5139004	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで調和する。		償却・引当基準が国際統一基準金融機関と同一であること、また、1988年のBIS合意では、「一般貸倒引当金は、…特定の資産に充てられず、かつ、特定の資産における評価額の減少を反映していない場合は、これらの準備金は自己資本としての適切性を有しており、…」となっていることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで調和する。	
信用金庫法第17条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又解散」、「破産」、「除名」、「特分の全部の喪失」など、法定脱退自由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらずなく信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		20300108	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	5139	5139005	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	会員の法定脱退事由の拡大	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。		信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総代会決議によって定められる定款に会員の法定脱退事由を定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法制を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生法決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第37条第7項	理事は業務報告書を通常総（代）会に提出し、その承認を求めなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫については、このような規定がなく、これに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社の業務報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における業務報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫の現状を示した書類であり、内容的には監業報告書に類似したものとして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		z0300109	金融庁	業務報告書の総（代）会承認制の廃止	5139	5139006	11	（社）全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	業務報告書の総（代）会承認制の廃止	信金法で定める業務報告書を総代会の報告事項とする。		業務報告書は、株式会社の業務報告書と同様に信用金庫の業務運営に関する事実を記載するもので、判断を要するものではないことから、総（代）会の報告事項とする。信金法で定める業務報告書に相当する株式会社の業務報告書は、上記立法趣旨により、昭和56年の商法改正で、定時総会の承認事項から報告事項（商法283条）に変更された。	
信用金庫法第37条第7項	理事は業務報告書を通常総（代）会に提出し、その承認を求めなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫については、このような規定がなく、これに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社では、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなく、これに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により、総（代）会での承認から報告に緩和されたところであり、更なる緩和の可能性について、会員の権利保護等の観点から慎重な検討が必要である。		z0300110	金融庁	附属明細書の総（代）会報告の廃止	5139	5139007	11	（社）全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	附属明細書の総（代）会報告の廃止	株式会社の附属明細書の取扱いは、商法第281条で取締役会の承認事項とし、同法第283条では定時総会の承認・報告の対象とはなっていない。そこで、信用金庫においても株式会社と同様の取扱いとする。		信用金庫は、商法特例法で定める「大会社」と同様に、会計士監査、常任監事の設置といった同じ組織構造を法的に義務付けられているとともに、決算承認手続においても何ら変わりがない。このように、附属明細書の取扱いにあたって、信用金庫と株式会社とで異なる積極的理由はなく、また協同組織性からも弱くことができないものである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第36条	会員及び金庫の債権者は、正当な理由がある限り何時でも理事に対し、総会、理事会の議事録及び会員名簿の閲覧の閲覧又は謄本を求めることができる。	c		信用金庫は出資者を会員とする協同組織金融機関であり、会員の議事録閲覧権は会員の共益権（経営に参与する目的とする権利）の一つと解されている。 会員は株主と異なり、金庫の事業を利用するために出資が必要であり、また、株式と異なり出資の譲渡には制限が付されていることから、議事録の閲覧又は謄写のような会員としての権利行使は十分に保護される必要がある。さらに、制度上、正当な理由があればこれを拒むことも可能であること等を踏まえると措置困難である。		20300111	金融庁	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	5139	51390008	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。		理事会は最終的な業務執行機関であり、ここでは、金庫の経営にかかわる重大な秘密事項も検討される。しかし、正当な理由の判断基準について判例上確立されていないことから、現状の法制度では、金庫は理事会で重要事項を討議せず、常務会等の法定外機関で実質的な決定をする等がバリエーション機能を弱める可能性がある。また、裁判所の許可制度にすることにより、会員等による権利濫用の閲覧請求が防止できる。	
信用金庫法第12条、第47条	総会における議決権の行使について、書面及び電磁的方法による行使を認める規定はない。 〔注〕株式会社においては、平成13年の商法改正により、代理人による議決権の行使、総会に出席しない株主の書面による議決権行使、電磁的方法による議決権の行使が行なえるようになった。	b		協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う。		20300112	金融庁	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	5139	51390009	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。		信用組合では、中小企業等協同組合法第55条により、総会に代えて総代会を設けることができるようになっている。また、同法第11条第3項では、定款の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により議決権を行使できるようになっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第23条、第36条、第37条、第39条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。また理事は、定款を各事務所に備え置かなければならない。</li> <li>・ 理事は、事業年度ごとに業務報告書等を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事は通常総会の会日の2週間前から、業務報告書等を5年間主たる事務所に、その副本を3年間従たる事務所に備えて置かなければならない。</li> <li>・ これらについては、電磁的方法によることはできない。</li> </ul> <p>（注）株式会社においては、商法改正により定款や計算書類を電磁的記録をもって作成することができることとなり、定款に対する署名も電磁的署名により行うことが可能となった。また、定款や計算書類を電磁的方法で作成した場合には、電磁的記録を備え置き交付することができることとなった。</p>	b	協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う。		20300113	金融庁	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	5139	5139010	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。		信用金庫法上要とされる書類の作成を電磁的方法によることができるようになれば、信用金庫等の書類作成費及び管理費等のコスト削減にもつながる。		
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。	b	商法における株式会社の議株制度が会社法制の現代化による商法改正により廃止となる予定であるため、改正内容を見極めつつ、慎重に検討する必要がある。		20300114	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	5139	5139011	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、議株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。また、平成13年10月1日以後、上場企業は、証券取引所の規則によって、株式分割又は一単元の株式の数のくくり直しにより投資単位を50万円未満に引き下げるようになったことから、優先出資の分割を円滑に実施できるように、1口に満たない優先出資の制度を早期に整備する必要がある。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。協同組織金融機関は、払込期日の2週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b		商法と同様の規定を優先出資に關して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		20300115	金融庁	商法第280条ノ2第5項及同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	5139	5139012	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	商法第280条ノ2第5項及同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。		平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、発行価額の決定方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができるようになる。	
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資予約権の発行が認められていない。	b		株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行等により会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することについては、実務におけるニーズを十分把握した上で、慎重に検討すべきと考えられる。		20300116	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	5139	5139013	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。		株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。また、協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
保険業法第2条、第275条、第283条、第294条	現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。	C	-	<p>保険募集人等の委託の在り方の見直し（総代理店制度の導入）について、規制改革推進3か年計画（再改定）に基づき、平成15年度に検討を行ったが、</p> <p>保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社が、保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある、</li> <li>・保険会社が、自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、</li> <li>・多くの保険代理店を傘下を持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれがある、等の問題があること、</li> </ul> <p>また、これらの問題に対応する方法として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、</li> <li>・総代理店は、保険会社の子会社に限ること、</li> </ul> <p>等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代理店は想定し難いこと、</p> <p>更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に委託する具体的なニーズが認められないこと、から、措置回離との結論に達した。</p>		20300117	金融庁	保険募集の総代理店制度の創設	5139	5139015	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	保険募集の総代理店制度の創設	保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外部委託する総代理店制度を創設する。		保険会社との委託契約以外認められていない。	
信用金庫法施行令第8条第1項第2号、大蔵省告示第71号（昭和6.1.1）	卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている。 会員であった期間が3年以上5年未満 脱退の時から5年間 会員であった期間が5年以上、脱退の時から10年間	C		<p>卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特別措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置回離である。</p>		20300118	金融庁	卒業生金融制度の見直し	5139	5139018	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	18	卒業生金融制度の見直し	会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことにより脱退した者（卒業生）が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。		中小企業から中堅・大企業にまで成長した卒業生は地域経済の中核的存在であり、地域内の会員企業の育成や仕事の創造等地域社会で果たすべき役割は大きいものと考えられる。総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではないし、地域内資金循環を通じた地域の内発的発展に貢献できるものと考ええる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法施行規則第16条の2第1項第2号	<p>信用中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第99条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。</p> <p>なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第16条の2により大口信用供与規制の対象から除外されている。</p> <p>（注）大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。（信用金庫法施行規則第16条の2）</p>	c		<p>公的機関（国民生活金融公庫等）の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一環を担っていることから、政策的な観点より特別として認められているものであり、措置困難である。</p>		20300119	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5139	5139019	11	(社)全国信用金庫協会・信用中央金庫	19	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	信用中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。		信用中央金庫代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度である。そしてこの仕組みでは、信用中央金庫と信用金庫とによる二重の審査及び途中管理により、信用リスクの軽減効果が高いものとなっている。	
信用金庫法 第53条、第54条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-2-(3)	<p>信用金庫及び信用金庫連合会は、信用金庫法第53条及び第54条において業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。</p> <p>・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-2-(3)において、信用金庫法第53条第3項及び第54条第4項に規定するその他付随業務の範囲にあるかどうかの判断にあたっての要件を明確化している</p>	d		<p>電子認証業務については、原則として固有業務との関連性ないし親近性が認められることから、付随業務に該当すると考えられる。具体的な電子認証業務が付随業務に該当するか否かはノーアクションレター制度の活用により明確化することが可能である。</p>		20300120	金融庁	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	5139	5139021	11	(社)全国信用金庫協会・信用中央金庫	21	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行うことを明確化する。		電子認証業務は、金融機関の固有業務との関連性および親近性が高く、金融機関が当該業務を行うことについて問題はないものと考えられる。また、金融機関がよりセキュアかつ信頼性の高いサービスを提供することにより、電子的な方法による決済その他の電子取引等の利用者利便の向上に資する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第53条 第2項、信用金庫法 施行令第8条	員外貸出先として認められている者は次のとおりである。 ・ 預金担保貸付 ・ 卒業生金融 ・ 小口貸付 ・ 地方公共団体への貸付け ・ 雇用・能力開発機構等への貸付け ・ 地方住宅供給公社等への貸付け ・ 金融機関への貸付け	b		PF I事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、選定事業者は公共性の高い事業を営む者であると考えられる。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の業合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		20300121	金融庁	員外貸出先の拡充	5139	51390022	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	員外貸出先の拡充	PF I法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。		民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（いわゆる「PF I法」）が制定された。このように、PF I法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するというリーダーシップ/エンゲージメントの観点に沿ったものとして、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社に準じた扱いとする。	
信用金庫法第23条 第2項	定款において、主たる事務所だけではなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとするものについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		20300122	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	5139	51390023	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	定款への従たる事務所の記載の廃止	信用金庫の本店（主たる事務所）のみを、定款の絶対必要記載事項とする。		事務所を定款の絶対必要記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。また、絶対必要記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズにこそ対応できるものと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
「中小・地域金融機関向け総合的な監査指針」 - 2-2(3)	「中小・地域金融機関向け総合的な監査指針」 - 2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d		「中小・地域金融機関向け総合的な監査指針」 - 2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		20300123	金融庁	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底（他業禁止の判断基準の明確化）	5139	51390024	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底（他業禁止の判断基準の明確化）	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。		「リレーションシップバンクの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、収益源の多様化を図ってより経営基盤を強化しなければならないこと、そして、事業用不動産の有効活用による本業へのリスク波及は旨無に近いこと等から、原則自由とする。	
信金法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項、第18条	信用金庫は、その事務所（代理店の事務所を含む）の所在地又は設置場所の特務事項により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合（午前3時から午後3時が確保されている場合を除く）、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b		業務取扱時間は信用金庫法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができる営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において提示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、随行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえ、今後検討を行うこととする。		20300124	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	5139	51390025	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	25	業務取扱時間変更届出の簡素化	インスタアブリランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更届出の不要、もしくは半期ごとの一括届出の対応とする。	インスタアブリランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間の変更に対応するため。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第63条第9項、第11項	信用金庫が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項に基づき業務内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。 （注）証券取引法においては、平成10年6月以上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業務内容方法書及びその認可を廃止していることから、信用金庫についても取扱いを検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、当該業務によるリスクが協同組織金融機関の業務の健全性に与える影響及び当該業務の内容確認についての監督上の必要性等を勘案する必要がある。		20300125	金融庁	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	5139	51390028	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするとき、当該業務の内容及び方法を記載した書類（業務内容方法書）を定めて認可申請書に添付することは不要とする。		信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行うとするときは、信用金庫法上の認可のほかは、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており（認可又は変更届出もあり）、証券取引法に基づく業務内容方法書に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	
金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係)5-2(2)	「国債証券等のディーリング業務全般(償法、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等においては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合、以下同じ。の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任してはならない」とされている。	c		証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反や、企業に対して過度の影響を有することの防止等の観点から設けられているものである。 銀行等の金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(2)は、銀行等の金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第1項第12号「第65条の2第1項に定める人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。 なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、その他の業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。 「金融機関」とは金融機関の証券業務に関する内閣府令第2条第1項に定められた「金融機関」をいう。		20300126	金融庁	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	5139	51390029	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	29	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	公共債ディーリング業務に係る組織、業務分掌及び職務権限について投資目的の売買業務及び融資業務からの分離、独立を不要とし、また、担当職員についても投資目的の売買業務等及び融資業務との兼任を可能とする。		信用金庫の多くは本部部門の人員を縮小しており、経費の効率性などの観点からも必ずしも専任者を配置しなければならない必要性は乏しい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条の2 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2	投資信託委託業者が投資信託の受益証券を販売する際において、顧客に対する目論見書等の電子的交付が認められ、目論見書についてはその提供があったときから5年間、投資信託約款等については最終取引日以後5年間記載事項を消去し又は変更することができないものとされている。	c	a	目論見書は、証券取引法第15条第2項に基づき発行者等が直接投資家に交付する直接開示書類であり、そもそも当該書類は発行者等の責任において管理すべきものである。このように、目論見書については、財務局等に提出される有価証券届出書等の間接開示書類のように当座で保存したり、投資家の閲覧に供する対象とはなっていない。投資信託約款についても同様。 なお、当該理由の「目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することの交付者の事務負担」については、目論見書の5年間の改ざん防止等に関して、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、その情報を印刷したものを郵送する方法等によることができるよう、平成16年度中に措置する予定であり、事務負担の軽減は、大幅に緩和されるものと考え。		20300127	金融庁	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	5139	51390300	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	30	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の変更を行う。			現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイトの閲覧によるときには、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることになれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなる。	
証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法においては株券を対象とする株価指数先物取引のみが認められている。 先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種別全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株価指数が適当とされていることによるものである。 我が国の代表的な株価指数先物商品としては、大証証券取引所の日経平均株価先物（東証一部上場の普通株式のうちの22銘柄を対象とする。）及び東証証券取引所のTOPIX先物（東証一部上場普通株式の全銘柄を対象とする。）がある。 （注）協同組織金融機関の優先出資証券は、平成5年に制定された「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき発行され、平成12年12月に信金中央金庫1銘柄が東証一部市場に上場されている。	b		現在、有価証券市場において取引されている株価指数先物取引は、現物株券の銘柄数、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株式を対象としているが、優先株式は含まれていない。 また、海外の主要な取引所においても、先物取引の対象となる株価指数に株券以外の種類の有価証券を含めている事例は認められていない。 協同組織金融機関の優先出資証券は、株券とは有価証券の種類が異なることから、先物取引の対象となる株価指数に含めることが適当かどうかについては、株券との性質の相違点、取引の実際、流動性等の検討が必要である。 しかし、協同組織金融機関の自己資本の充実に発行されるものである点は株式会社における株式と同様であるため、関係法令の改正を検討することとした。		20300128	金融庁	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	5139	51390301	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	31	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。			投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信金法第89条で準用する銀行法第21条 信金法施行規則第20条の2から第20条の4 金融再生法第6条第7条 金融再生委員会規則第2条から第6条	信金法に基づくリスク管理債権（貸出金のみ）と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権（総与信）の両者を当座報告・開示している。	C		金融再生法開示債権については、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減（14年3月末（8.4%）からの半減）目標の基準となっており、これを元に、各般の取組みを進めているところである。一方、リスク管理債権については米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となっている。両者の差異は縮小しているものの、現在、本年度末までの不良債権問題の終結を目指してより強固な金融システムの構築に向けて取り組んでいるところであり、充実したディスクロージャーは欠かせないとの観点から現時点での措置は困難。		20300129	金融庁	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5139	51390037	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	37	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示に一本化する。		信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。	
信用金庫法第31条	信用金庫は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。 業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	b		業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について検討する。		20300130	金融庁	業務方法書の廃止	5139	51390038	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	38	業務方法書の廃止	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
信用金庫法第33条	金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。	b		兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役員員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。		20300131	金融庁	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	5139	51390040	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	40	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。		信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼職・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱い金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」といふ。）だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	
信用金庫法第53条第3項第7号、大蔵省告示第47号（平成53.31）、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	信用金庫法第53条第3項第7号において、信用金庫が受託できる「業務の代理」は、大蔵省告示第47号により国民生活金融公庫等が定められており、信用金庫を含めた民間金融機関は対象外となっている。	b		信用金庫においては、業務の代理を付随業務の1つの業務として認められているが、指定された一部の機関（国民生活金融公庫等）に限られている。当該業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、異外制限等の取扱いについて慎重に検討する必要がある。		20300132	金融庁	「業務の代理」先の拡充	5139	51390042	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	42	「業務の代理」先の拡充	協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。		信用金庫が他の信用金庫等民間金融機関の代理ができるようになれば、現在一部の信用金庫で取扱われている預金の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便にも資するようになる	